

第1号議案 特定水産資源に関する令和7管理年度における知事管理漁獲可能量について（諮問）

【理 由】

京都府知事から諮問がありましたので、答申に向けて御審議をお願いします。

【添付資料】

資料1-1 特定水産資源に関する令和7管理年度における知事管理漁獲可能量について（諮問）

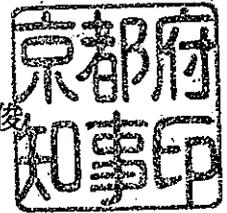
資料1-2 さんま、まあじ、まいわし太平洋系群、まいわし対馬暖流系群、かたくちいわし対馬暖流系群、うるめいわし対馬暖流系群、かたくちいわし太平洋系群、かたくちいわし瀬戸内海系群及びまだい日本海西部・東シナ海系群に関する令和7管理年度における都道府県別漁獲可能量の当初配分に係る意見照会



6水第487号
令和6年11月22日

京都海区漁業調整委員会
会長 葭矢 護 様

京都府知事 西脇 隆俊



特定水産資源に関する令和7管理年度における知事管理漁獲可能量について（諮問）

漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第1項の規定により、下記のとおり、さんま、まあじ、まいわし対馬暖流系群、かたくちいわし対馬暖流系群及びうるめいわし対馬暖流系群に関する令和7管理年度における知事管理漁獲可能量を定めることについて、漁業法第16条第2項の規定により諮問します。

記

特定水産資源	知事管理区分	知事管理漁獲可能量
さんま	京都府さんま漁業	現行水準
まあじ	京都府まあじ漁業	現行水準
まいわし対馬暖流系群	京都府まいわし漁業	現行水準
かたくちいわし対馬暖流系群	京都府かたくちいわし漁業	50,000トンの内数
うるめいわし対馬暖流系群	京都府うるめいわし漁業	46,000トンの内数

担当	水産課漁政企画係 難波
TEL	075-414-4992

京都府知事 殿

農林水産大臣 小里 泰弘

さんま、まあじ、まいわし太平洋系群、まいわし対馬暖流系群、かたくちいわし対馬暖流系群、うるめいわし対馬暖流系群、かたくちいわし太平洋系群、かたくちいわし瀬戸内海系群及びまだい日本海西部・東シナ海系群に関する令和7管理年度における都道府県別漁獲可能量の当初配分に係る意見照会

さんま、まあじ、まいわし太平洋系群、まいわし対馬暖流系群、かたくちいわし対馬暖流系群、うるめいわし対馬暖流系群、かたくちいわし太平洋系群、かたくちいわし瀬戸内海系群及びまだい日本海西部・東シナ海系群に関する令和7管理年度における都道府県別漁獲可能量の当初配分について、下記の表のとおり都道府県別漁獲可能量を定めようとしているので、漁業法（昭和24年法律第267号）第15条第4項の規定に基づき、貴職の意見を求めるので、令和6年10月30日（水）までに提出願います。

記

さんま、まあじ、まいわし太平洋系群、まいわし対馬暖流系群、かたくちいわし対馬暖流系群、うるめいわし対馬暖流系群、かたくちいわし太平洋系群、かたくちいわし瀬戸内海系群及びまだい日本海西部・東シナ海系群に関する令和7管理年度における都道府県別漁獲可能量の当初配分

特定水産資源	定めようとしている都道府県別漁獲可能量（トン）	基本シェア（%）	現行水準の場合の目安数量（トン）
さんま	現行水準	0.00%	10トン未満
まあじ	現行水準	0.56%	650
まいわし太平洋系群			
まいわし対馬暖流系群	現行水準	2.25%	5,868
かたくちいわし対馬暖流系群	50,000トンの内数	—	

うるめいわし対馬暖流系群	46,000 トンの内数	—	
かたくちいわし太平洋系群			
かたくちいわし瀬戸内海系群			
まだい日本海西部・東シナ海系群			

第2号議案 固定式刺網漁業(はまち底刺網漁業)の制限措置等について(諮問)

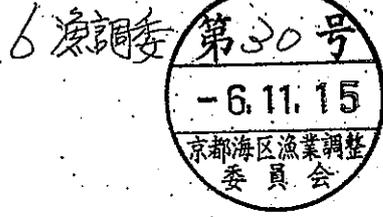
【理由】

京都府知事から諮問がありましたので、答申に向けて御審議をお願いします。

【添付資料】

資料2-1 固定式刺網漁業(はまち底刺網漁業)の制限措置等について(諮問)

資料2-2 【別紙】(制限措置等)



6 水事第 4 3 4 号
令和 6 年 1 1 月 1 3 日

京都海区漁業調整委員会
会長 葭矢 護 様

京都府知事 西脇 隆俊



固定式刺網漁業（はまち底刺網漁業）の制限措置等について
（諮問）

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号。以下、「法」という。）第 58 条において読み替えて準用する法第 42 条第 1 項の規定により同項の規定を実施するため、許可又は起業の認可を申請すべき期間及び京都府漁業調整規則（令和 2 年京都府規則第 54 号）第 11 条第 1 項各号に掲げる事項に関する制限措置を下記のとおり定めることについて、法第 58 条において読み替えて準用する第 42 条第 3 項の規定により諮問します。

あわせて、許可の有効期間を下記のとおり定めることについて、法第 58 条において読み替えて準用する第 46 条第 2 項の規定により諮問します。

記

申請すべき期間：令和 6 年 1 2 月 6 日から令和 7 年 1 月 7 日まで

制限措置：別紙のとおり

許可の有効期間：5 年（許可の日から令和 1 1 年 1 2 月 3 1 日まで）

担 当	水産事務所 漁政課漁業漁船係 尾崎
T E L	0772-22-4438

【別紙】（制限措置等）

資料 2-2

漁業種類	許可する漁業者の数の上限	操業区域	漁業時期	漁業を営む者の資格	条件
はまち底刺網漁業	7名 (許可の上限枠：17名 現有許可枠数：10名)	<p>京都府神台海面 (次のア、イ、ウの線により囲まれた海域) ア 京丹後市網野町万屋鼻突角石京共基第59号標柱から真方位324度20分の線 イ 京丹後市丹後町城ヶ鼻(通称)と同町犬崎山頂を結ぶ線の延長線 ウ 京丹後市網野町浅茂川と同町磯境界(通称一本松)から真方位0度00分の線</p> <p>京都府神台海面 (次のア、イ、ウの線により囲まれた海域) ア 京丹後市網野町浅茂川と同町磯境界(通称一本松)から真方位0度00分の線 イ 北緯35度44分の線 ウ 京丹後市網野町と同市久美浜町境界部の鶴ヶ島東端から真方位330度45分の線</p> <p>京都府神台海面 (次のア、イ、ウの線及び最大高潮時海岸線により囲まれた海域) ア 最大高潮時海岸線における京都府と兵庫県の境界正北の線 イ 北緯35度44分の線 ウ 京丹後市網野町と同市久美浜町境界部の鶴ヶ島東端から330度45分の線</p>	周年	<p>京丹後市網野町網野、浅茂川、小浜、高橋、下間に住所を有する者</p> <p>京丹後市網野町磯、塩江、浜詰に住所を有する者</p> <p>京丹後市久美浜町に住所を有する者</p>	<p>(1) 免許漁業の妨害をしてはならない。 (2) 使用漁具は1重刺網以外を使用してはならない。</p> <p>(1) 免許漁業の妨害をしてはならない。 (2) タワカ礁の周辺部を中心として半径1,500メートルの北半円では操業してはならない。 (3) 近詰夕日他先ぶり定置漁業の漁具設置の前1,000メートル、神台1,000メートル、後面300メートル以内の海面においては操業してはならない。 (4) 4月、5月及び6月の3ヶ月間は昼間操業してはならない。 (5) 使用漁具は1重刺網以外を使用してはならない。</p> <p>(1) 免許漁業の妨害をしてはならない。 (2) 使用漁具は1重刺網以外の漁具を使用してはならない。</p>

第3号議案 個人情報の保護に関する法律施行規程の
一部改正について

【理由】

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第48号）の一部の施行（令和6年12月2日施行）に伴い、従来の健康保険被保険者証が廃止されることとなり、当委員会が所管する「個人情報の保護に関する法律施行規程（令和5年京都海区漁業調整委員会告示第1号）」について、内容を一部改正する必要がありますので、御審議をお願いします。

【添付資料】

- 資料3-1 個人情報の保護に関する法律施行規程の一部を改正する告示（令和6年京都海区漁業調整委員会告示第1号）（案）
- 資料3-2 個人情報の保護に関する法律施行規程（令和5年京都海区漁業調整委員会告示第1号）の一部改正（案）の新旧対照表

(案)

京都海区漁業調整委員会告示第 1 号

個人情報の保護に関する法律施行規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和 6 年 月 日

京都海区漁業調整委員会

会長 葭 矢 護

個人情報の保護に関する法律施行規程の一部を改正する告示

個人情報の保護に関する法律施行規程（令和 5 年京都海区漁業調整委員会告示第 1 号）の一部を次のように改正する。

別記第 1 号様式、第 9 号様式、第 15 号様式及び第 20 号様式中「健康保険被保険者証」を削る。

附 則

- 1 この告示は、令和 6 年 月 日から施行する。
- 2 この告示による改正前の個人情報の保護に関する法律施行規程別記様式による用紙は、当分の間、この告示による改正後の個人情報の保護に関する法律施行規程別記様式による用紙とみなし、所要の調整をして使用することができる。

個人情報保護の保護に関する法律施行規程(令和5年京都府海区漁業調整委員会告示第1号)の一部改正(案)新旧対照表

現行

改正案

備考

別記
第1号様式(部)案(案)

保有個人情報開示請求書

京府海区漁業調整委員会 様

年 月 日

(ふりがな) 氏 名
住所又は居所 TEL ()
〒 ()
〒 ()
〒 ()
代理人の氏名又は名称

保有個人情報開示請求書

京府海区漁業調整委員会 様

年 月 日

(ふりがな) 氏 名
住所又は居所 TEL ()
〒 ()
〒 ()
〒 ()
代理人の氏名又は名称

個人情報の保護に関する法律(平成16年法律第77号)第76条第1項の規定により、下記のとおり保有個人情報の開示を請求します。

記

1 開示を請求する保有個人情報(行政文書等の名称その他の開示個人情報を特定することができる事項)

2 求める開示の実施方法等
(開示の方法に該当することができない場合があります。)
ア又はイのいずれかに○印を付してください。
アを選択した場合、当該方法及び希望日を記載してください。
イ 申請書における開示の実施を希望します。
イ 写しの送付を希望します。

イ 写しの送付を希望します。

3 本人確認等

ア 開示請求者 本人(イを認める) 法定代理人(ウ及びエを認める) 任意代理人(ウ及びエを認める)

イ 請求者本人確認書類
 運転免許証 住民基本台帳カード(住所の記載のあるものに限ります。)
 個人番号カード又は住民基本台帳カード(住所の記載のあるものに限ります。)
 在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書
 その他()
 ※ 請求書の送付による請求の場合は、加えて住民票の写し(複写は不可。請求前30日以内に作成されたものに限ります。)を提出してください。

ウ 本人の状況等法定代理人又は任意代理人が請求する場合にのみ記載してください。
 未成年者(年 月 日生) 成年後見人
 任意代理人委任者

エ 法定代理人が請求する場合は、次のいずれかの事項を提示し、又は提出してください。
 請求者情報照会書類 戸籍謄本 登記簿謄本 登記簿明細書 その他()
 ※ 代理人による開示請求の場合は、代理人であることを証明する書類については、請求前30日以内に作成されたものに限ります。

オ 任意代理人が請求する場合は、次の事項を提出してください。
 請求者情報照会書類 委任状 その他()
 ※ 代理人による開示請求の場合は、代理人であることを証明する書類については、請求前30日以内に作成されたものに限ります。

担当課等	
受付場所	
受付年月日	
備考	

別記
第1号様式(部)案(案)

保有個人情報開示請求書

京府海区漁業調整委員会 様

年 月 日

(ふりがな) 氏 名
住所又は居所 TEL ()
〒 ()
〒 ()
〒 ()
代理人の氏名又は名称

保有個人情報開示請求書

京府海区漁業調整委員会 様

年 月 日

(ふりがな) 氏 名
住所又は居所 TEL ()
〒 ()
〒 ()
〒 ()
代理人の氏名又は名称

個人情報の保護に関する法律(平成16年法律第77号)第76条第1項の規定により、下記のとおり保有個人情報の開示を請求します。

記

1 開示を請求する保有個人情報(行政文書等の名称その他の開示個人情報を特定することができる事項)

2 求める開示の実施方法等
(開示の方法に該当することができない場合があります。)
ア又はイのいずれかに○印を付してください。
アを選択した場合、当該方法及び希望日を記載してください。
イ 申請書における開示の実施を希望します。
イ 写しの送付を希望します。

イ 写しの送付を希望します。

3 本人確認等

ア 開示請求者 本人(イを認める) 法定代理人(ウ及びエを認める) 任意代理人(ウ及びエを認める)

イ 請求者本人確認書類
 運転免許証 住民基本台帳カード(住所の記載のあるものに限ります。)
 個人番号カード又は住民基本台帳カード(住所の記載のあるものに限ります。)
 在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書
 その他()
 ※ 請求書の送付による請求の場合は、加えて住民票の写し(複写は不可。請求前30日以内に作成されたものに限ります。)を提出してください。

ウ 本人の状況等法定代理人又は任意代理人が請求する場合にのみ記載してください。
 未成年者(年 月 日生) 成年後見人
 任意代理人委任者

エ 法定代理人が請求する場合は、次のいずれかの事項を提示し、又は提出してください。
 請求者情報照会書類 戸籍謄本 登記簿謄本 登記簿明細書 その他()
 ※ 代理人による開示請求の場合は、代理人であることを証明する書類については、請求前30日以内に作成されたものに限ります。

オ 任意代理人が請求する場合は、次の事項を提出してください。
 請求者情報照会書類 委任状 その他()
 ※ 代理人による開示請求の場合は、代理人であることを証明する書類については、請求前30日以内に作成されたものに限ります。

担当課等	
受付場所	
受付年月日	
備考	

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律第48号(令和5年法律第48号)施行に伴う医療保険の被保険者証の廃止に對するもの

個人情報保護の保護に関する法律施行規程(令和5年京都府海区域漁業調整委員会告示第1号)の一部改正(案)新旧対照表

京都府海区域漁業調整委員会

現行	改正案	備考
<p>第9号様式(第11条関係)</p> <p>保有個人情報訂正請求書</p> <p>京都府海区域漁業調整委員会会長 様</p> <p>(ふりがな) 氏名 住所又は居所 〒 通称名(上記以外の通称名がある場合、代理人により請求する場合) 〒 代理人の氏名又は名称</p> <p>年 月 日</p> <p>個人情報の取扱いに関する法律(平成15年法律第67号、以下「法」という。)第91条第1項の規定により、下記のとおり保有個人情報の訂正を請求します。</p> <p>保有個人情報の訂正請求書</p> <p>1 訂正請求に係る保有個人情報 年 月 日 訂正請求の開始を受けた日 訂正請求の趣旨及び理由 年 月 日 訂正請求の趣旨及び理由 年 月 日 訂正請求の趣旨及び理由</p>	<p>第9号様式(第11条関係)</p> <p>保有個人情報訂正請求書</p> <p>京都府海区域漁業調整委員会会長 様</p> <p>(ふりがな) 氏名 住所又は居所 〒 通称名(上記以外の通称名がある場合、代理人により請求する場合) 〒 代理人の氏名又は名称</p> <p>年 月 日</p> <p>個人情報の取扱いに関する法律(平成15年法律第67号、以下「法」という。)第91条第1項の規定により、下記のとおり保有個人情報の訂正を請求します。</p> <p>保有個人情報の訂正請求書</p> <p>1 訂正請求に係る保有個人情報 年 月 日 訂正請求の開始を受けた日 訂正請求の趣旨及び理由 年 月 日 訂正請求の趣旨及び理由 年 月 日 訂正請求の趣旨及び理由</p>	<p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律第48号(令和5年法律第48号)施行に伴う医療保険の被保険者証の廃止に対応するもの</p>
<p>4 本人確認等</p> <p>ア 訂正請求者 <input type="checkbox"/>本人(イを記載) <input type="checkbox"/>法定代理人(ウ及びエを記載)</p> <p>イ 請求者本人確認書類 <input type="checkbox"/>運転免許証 <input type="checkbox"/>個人番号カード又は住民基本台帳カード(住所の記載のあるものに限ります。) <input type="checkbox"/>在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人の在留証明書 <input type="checkbox"/>その他() 年 月 日 本人の状況等(訂正請求の趣旨及び理由)を添付する場合は、加えて住民票の写し(複写は不可。請求前30日以内に作成されたものに限ります。)を提出してください。</p> <p>ウ 本人の状況等(訂正請求の趣旨及び理由)を添付する場合は、加えて住民票の写し(複写は不可。請求前30日以内に作成されたものに限ります。)を提出してください。</p> <p>エ 法定代理人が請求する場合は、次のいずれかの証明を提出し、又は提出してください。 請求者本人確認書類 <input type="checkbox"/>戸籍簿 <input type="checkbox"/>戸籍謄本 <input type="checkbox"/>住民基本台帳 <input type="checkbox"/>その他() 年 月 日 本人による訂正請求の趣旨及び理由を証明する書類については、請求前30日以内に作成されたものに限ります。</p> <p>オ 法定代理人が請求する場合は、次の書類を提出してください。 請求者本人確認書類 <input type="checkbox"/>委任状 <input type="checkbox"/>その他() 年 月 日 本人による訂正請求の趣旨及び理由を証明する書類については、請求前30日以内に作成されたものに限ります。</p>	<p>4 本人確認等</p> <p>ア 訂正請求者 <input type="checkbox"/>本人(イを記載) <input type="checkbox"/>法定代理人(ウ及びエを記載)</p> <p>イ 請求者本人確認書類 <input type="checkbox"/>運転免許証 <input type="checkbox"/>個人番号カード又は住民基本台帳カード(住所の記載のあるものに限ります。) <input type="checkbox"/>在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人の在留証明書 <input type="checkbox"/>その他() 年 月 日 本人の状況等(訂正請求の趣旨及び理由)を添付する場合は、加えて住民票の写し(複写は不可。請求前30日以内に作成されたものに限ります。)を提出してください。</p> <p>ウ 本人の状況等(訂正請求の趣旨及び理由)を添付する場合は、加えて住民票の写し(複写は不可。請求前30日以内に作成されたものに限ります。)を提出してください。</p> <p>エ 法定代理人が請求する場合は、次のいずれかの証明を提出し、又は提出してください。 請求者本人確認書類 <input type="checkbox"/>戸籍簿 <input type="checkbox"/>戸籍謄本 <input type="checkbox"/>住民基本台帳 <input type="checkbox"/>その他() 年 月 日 本人による訂正請求の趣旨及び理由を証明する書類については、請求前30日以内に作成されたものに限ります。</p> <p>オ 法定代理人が請求する場合は、次の書類を提出してください。 請求者本人確認書類 <input type="checkbox"/>委任状 <input type="checkbox"/>その他() 年 月 日 本人による訂正請求の趣旨及び理由を証明する書類については、請求前30日以内に作成されたものに限ります。</p>	<p>担当課等 受付場所 受付年月日 記入欄 備考</p>

個人情報保護の保護に関する法律施行規程(令和5年京都府海区漁業調整委員会告示第1号)の一部改正(案)新旧対照表

京都府海区漁業調整委員会

現 行	改正案	備 考
<p>第15号様式(第14条関係)</p> <p>京都府海区漁業調整委員会 様</p> <p>保有個人情報利用停止請求書</p> <p>年 月 日</p> <p>(ふりがな) 氏 名 住所又は居所 〒 番地(上記以外の連絡先がある場合、代理人により請求する場合) 〒 代理人の氏名又は住所</p> <p>個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第97号、以下「法」という。)第98条第1項の規定により、下記のとおり保有個人情報の利用停止を請求します。</p> <p>※ 保有個人情報に係る保有個人情報の開示を受けた日 年 月 日</p> <p>※ 開が決定に基づき開示を受けた保有個人情報の名称 日付: 年 月 日</p> <p>3 利用停止請求の趣旨及び理由 (趣旨) □法第98条第1項第1号該当 □利用の停止、□閉鎖 □法第98条第1項第2号該当 □開示の停止 □法第98条第1項第3号該当 □理由: 利用停止請求の趣旨を真に届ける困難について記載してください。</p> <p>4 本人確認等</p> <p>ア 利用停止請求者 □本人(イを記載) □任意代理人(ウ及びエを記載)</p> <p>イ 請求者本人確認書類 (別名) □運転免許証 □住民票謄本(住所の記載のあるものに限ります。) □在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書 ※ 本人確認書類の写し(複写は不可、請求後30日以内に作成されたものに限ります。)を提出してください。</p> <p>ウ 本人の住所(任意) □住所(年 月 日) □成年後見人 □任意代理人(任意) □任意代理人住所(年 月 日) □成年後見人</p> <p>エ 任意代理人が請求する場合は、次のいずれかの書類を提示し、又は提出してください。 ※ 請求者本人確認書類 □戸籍謄本 □住民票謄本 □その他() ※ 代理人による利用停止請求の場合は、代理人であることを証明する書類については、請求後30日以内に作成されたものに限ります。</p> <p>オ 任意代理人が請求する場合は、次の書類を提出してください。 ※ 請求者本人確認書類 □委任状 □その他() ※ 代理人による利用停止請求の場合は、代理人であることを証明する書類については、請求後30日以内に作成されたものに限ります。</p> <p>担当課等 受付時 受付場所 記入欄 受付年月日 番 号</p>	<p>第15号様式(第15条関係)</p> <p>京都府海区漁業調整委員会 様</p> <p>保有個人情報利用停止請求書</p> <p>年 月 日</p> <p>(ふりがな) 氏 名 住所又は居所 〒 番地(上記以外の連絡先がある場合、代理人により請求する場合) 〒 代理人の氏名又は住所</p> <p>個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第97号、以下「法」という。)第99条第1項の規定により、下記のとおり保有個人情報の利用停止を請求します。</p> <p>※ 保有個人情報に係る保有個人情報の開示を受けた日 年 月 日</p> <p>※ 開が決定に基づき開示を受けた保有個人情報の名称 日付: 年 月 日</p> <p>3 利用停止請求の趣旨及び理由 (趣旨) □法第99条第1項第1号該当 □利用の停止、□閉鎖 □法第99条第1項第2号該当 □開示の停止 □法第99条第1項第3号該当 □理由: 利用停止請求の趣旨を真に届ける困難について記載してください。</p> <p>4 本人確認等</p> <p>ア 利用停止請求者 □本人(イを記載) □任意代理人(ウ及びエを記載)</p> <p>イ 請求者本人確認書類 (別名) □運転免許証 □住民票謄本(住所の記載のあるものに限ります。) □在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書 ※ 本人確認書類の写し(複写は不可、請求後30日以内に作成されたものに限ります。)を提出してください。</p> <p>ウ 本人の住所(任意) □住所(年 月 日) □成年後見人 □任意代理人(任意) □任意代理人住所(年 月 日) □成年後見人</p> <p>エ 任意代理人が請求する場合は、次のいずれかの書類を提示し、又は提出してください。 ※ 請求者本人確認書類 □戸籍謄本 □住民票謄本 □その他() ※ 代理人による利用停止請求の場合は、代理人であることを証明する書類については、請求後30日以内に作成されたものに限ります。</p> <p>オ 任意代理人が請求する場合は、次の書類を提出してください。 ※ 請求者本人確認書類 □委任状 □その他() ※ 代理人による利用停止請求の場合は、代理人であることを証明する書類については、請求後30日以内に作成されたものに限ります。</p> <p>担当課等 受付時 受付場所 記入欄 受付年月日 番 号</p>	<p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律(令和5年法律第48号)施行に伴う医療保険の被保険者証の廃止に対応するもの</p>

令和 7 管理年度の太平洋くろまぐろ漁獲数量管理について

【内 容】

現在開催されているWCPFC年次会合において、関係国別の太平洋くろまぐろの漁獲可能量が増枠される見込みとなりました。

それを踏まえ、国内での数量配分ルールの見直し等の検討が進んでいますので、府内での協議状況とあわせて報告します。

【添付資料】

報告資料 1 - 1 WCPFCにおける検討状況等

報告資料 1 - 2 令和 7 管理年度以降の国内漁業の配分ルール等の検討状況

報告資料 1 - 3 府内関係者との協議、検討状況

2-1 WCPFC北小委員会等の結果（概要）

1. 日時・場所

(1) 日程：

7月10～14日 WCPFC北小委員会・IATTC合同作業部会
7月15～16日 WCPFC北小委員会

(2) 場所：釧路市

2. 出席国等

日本、米国、カナダ、韓国、台湾、NZ、フィジー、バヌアツ、ミクロネシア、マーシャル諸島、ツバル、豪州、メキシコ※1、EU※1、フィリピン※2、中国※2（他、関係する国際機関、NGO等が出席。）
※1 WCPFC北小委員会・IATTC合同作業部会のみ出席
※2 WCPFC北小委員会のみ出席

（我が国からは、福田水産庁資源管理部審議官（政府代表）ほか
が出席）

3. 結果概要

【WCPFC（西部太平洋）】

WCPFC北小委員会が、2025年以降の措置として、以下の増枠等を勧告（措置は2026年に見直すことを明記）。

○漁獲上限

小型魚（計：4,725トン ⇒ 5,125トン（400トン増枠））

・日本：4,007トン ⇒ 4,407トン（10%、400トン増枠）

・韓国：718トン ⇒ 718トン（増枠なし）

・0歳魚（2kg未満）の漁獲が増えないよう努める。

大型魚（計：7,609トン ⇒ 11,869トン（4,260トン増枠））

・日本：5,614トン ⇒ 8,421トン（50%、2,807トン増枠）

・韓国：30トン ⇒ 501トン（471トン増枠※）

・台湾：1,965トン ⇒ 2,947トン（50%、982トン増枠）

・NZ、豪州は、それぞれ200トン、40トンまで漁獲可能。

※ 韓国については、現行の漁獲枠が僅少であるため、300トンの追加と小型魚増枠分の振替による増枠を実施。

○当初の漁獲枠の17%を上限に、未使用漁獲枠を繰越すことができる規定を一般ルール化（年限なく適用）

○小型魚から大型魚への振替に当たっての特例措置（小型魚の漁獲上限を1.47倍して大型魚に振替可）について、適用上限（韓国40%、日本等30%）を撤廃し、一般ルール化（年限なく適用）

令和7管理年度以降の国内漁業の配分ルール等の検討状況

1 関係会議の開催状況（11月25日まで）

8月9日～29日 くろまぐろに関するブロック説明会（5会場）

9月24日 水産政策審議会資源管理分科会くろまぐろ部会（第10回）

10月22日 水産政策審議会資源管理分科会くろまぐろ部会（第11回）

※ 9月、10月、11月に各1回、水産庁招集都道府県担当者会議で意見聴取

2 現在までの配分ルール等に関する検討状況

(1) 資源管理基本方針の一部変更（案） 【意見募集手続は既に終了】

〔主な変更点〕

① 実績基準年

「平成22年（2010年）から平成24年（2012年）」を「令和3管理年度から令和5管理年度」に変更

※ 他の国内数量管理対象の水産資源に合わせる

② 小型魚の漁獲抑制措置

0歳魚（2キログラム未満）の漁獲を、WCPFCで合意された基準（平成14年（2002年）1月1日から平成16年（2004年）12月末日までの平均漁獲実績の2分の1の数量から増やさないためのあらゆる努力をすることとされたことを踏まえて、必要な措置を講じることを明記

③ 国の留保の上限に係る規定の削除

現在は小型魚で漁獲可能量の15%、大型魚で10%を上限

(2) くろまぐろの漁獲可能量の配分の考え方（案）

基本方針の変更内容を含め、WCPFCで合意が見込まれる国内配分増を踏まえた配分ルールとともに、令和7管理年度の管理区分別当初配分数を検討中

3 今後の予定

(1) 国における所要の手続き及び日程

別表のとおり

(2) 府内の対応状況と今後の予定

報告資料1-3のとおり

別表

時 期	内 容	備 考
令和6年11月26日	水産政策審議会資源管理分科会 第12回くろまぐろ部会	令和7管理年度以降の漁獲可能量配分の考え方(案)の確定
令和6年11月28日 ～12月3日	WCPFC年次会合	令和7管理年度の国内漁獲可能量増枠が確定
令和6年12月9日	令和7管理年度TAC(漁獲可能量)設定に関する意見交換会	水産政策審議会資源管理分科会議案の事前説明、意見聴取
(12月中)	令和7管理年度当初配分(案)に対する都道府県意見聴取手続き	
令和6年12月11日	水産政策審議会 第134回資源管理分科会	配分ルール及び令和7管理年度管理区分別当初配分量の確定
(12月中)	国資源管理基本方針の一部改正手続き (管理区分別数量配分の決定)	
令和7年1月～	大臣管理区分の令和7管理年度開始	
令和7年4月～	都道府県管理区分令和7管理年度開始	
令和7年5月～	令和6管理年度からの繰越数量等確定 繰越数量等の追加配分手続き	令和7管理年度の実質配分量の確定

府内関係者との協議、検討状況

1 関係会議の開催状況 (11月25日まで)

令和6年10月3日(木) 府と京都府漁協の打ち合わせ会議

- ・ 報告資料1-1及び1-2の内容について情報共有
- ・ 漁業者との意見交換を含めた、令和7管理年度の府内数量配分の決定までのスケジュール(項目3)を確認

令和6年10月31日(木) 府と漁協、府定置漁業協会役員との意見交換

- ・ 報告資料1-1及び1-2の内容について情報共有
- ・ 現在の府内のくろまぐろ資源管理における課題項目(漁船漁業区分への配分等)と、府内定置漁業者との協議の進め方を確認
→ 課題項目については特に異議なし。定置漁業者との協議は、役員会でなく会員外の小型定置漁業者を含めた全体会議で説明することを合意

令和6年11月12日(火) 府と漁協、漁船漁業者との意見交換

- ・ 漁船漁業区分への配分を検討するため、くろまぐろを目的とした釣漁業を行う意思のある者を対象に、現状の説明と意見交換を実施
- ・ 府漁協から別途事前に意見聴取をした9名を含め、22名の漁業者と意見交換
- ・ 主な意見は項目2のとおり

令和6年11月25日(月) 府定置漁業協会の全体会議

- ・ 小型魚の入網が増加する今期後半に向けた漁獲ルールの再確認の場に併せて、令和7管理年度に向けた府内数量配分の課題等を府から説明
- ・ 主な意見は項目2のとおり

令和6年12月中(今後調整) 漁船漁業者(非組合員)からの意見聴取等

水産政策審議会資源管理分科会での管理措置決定を踏まえて、意見聴取等を実施する予定

2 府内関係者の主な意見等

(1) 漁船漁業者(漁協組合員)

- ・ 今年は遊漁船やPBが目的採捕に出航しているにも関わらず、漁業を本業としている漁業者が出漁できず、非常に不公平に感じたので、是非とも来期には操業が可能となるように、漁獲枠を設定してもらいたい

- ・ 30 kg未満の小型魚は出荷しても価格が低く、新規の設備投資や操業経費を勘案すると採算性が無いことから、大型魚の漁獲枠確保を特に要望する
- ・ 要望の取りまとめや配分枠の管理等を考えると、目的操業する漁業者の組織づくりは必要と考えるが、どのように進めるかは、既存の釣組合の現状等も考えると時間を要する

(2) 定置漁業者

- ・ 漁船漁業者の要望については一定理解するが、漁獲管理を適正に行えるような体制、ルールづくりは徹底されるよう、京都府には指導いただきたい
- ・ 府から提案のあった3点（期首の小型魚枠の大型魚枠への振替は要望しないこと、第2管理期間の小型魚漁獲超過量の期首差引への対応は現状を継続すること、5 kg未満の生存個体の原則放流を府資源管理方針に明記すること）については了承

3 今後の予定

令和6年12月中	<ul style="list-style-type: none"> ・ 漁船漁業者（非組合員）からの意見聴取 ・ 府内配分案の検討
令和7年1月中	<ul style="list-style-type: none"> ・ 漁船漁業者（組合員/非組合員）、小型・大型定置漁業者と府内配分案について協議
2月	<ul style="list-style-type: none"> ・ 協議内容を踏まえて府内配分案を調整、確定
3月	<ul style="list-style-type: none"> ・ 府内配分案を海区漁調委に諮問、答申 ・ 水産庁から府内配分案の承認
4月	<ul style="list-style-type: none"> ・ 令和7管理年度開始

令和6管理年度のくろまぐろ遊漁採捕状況

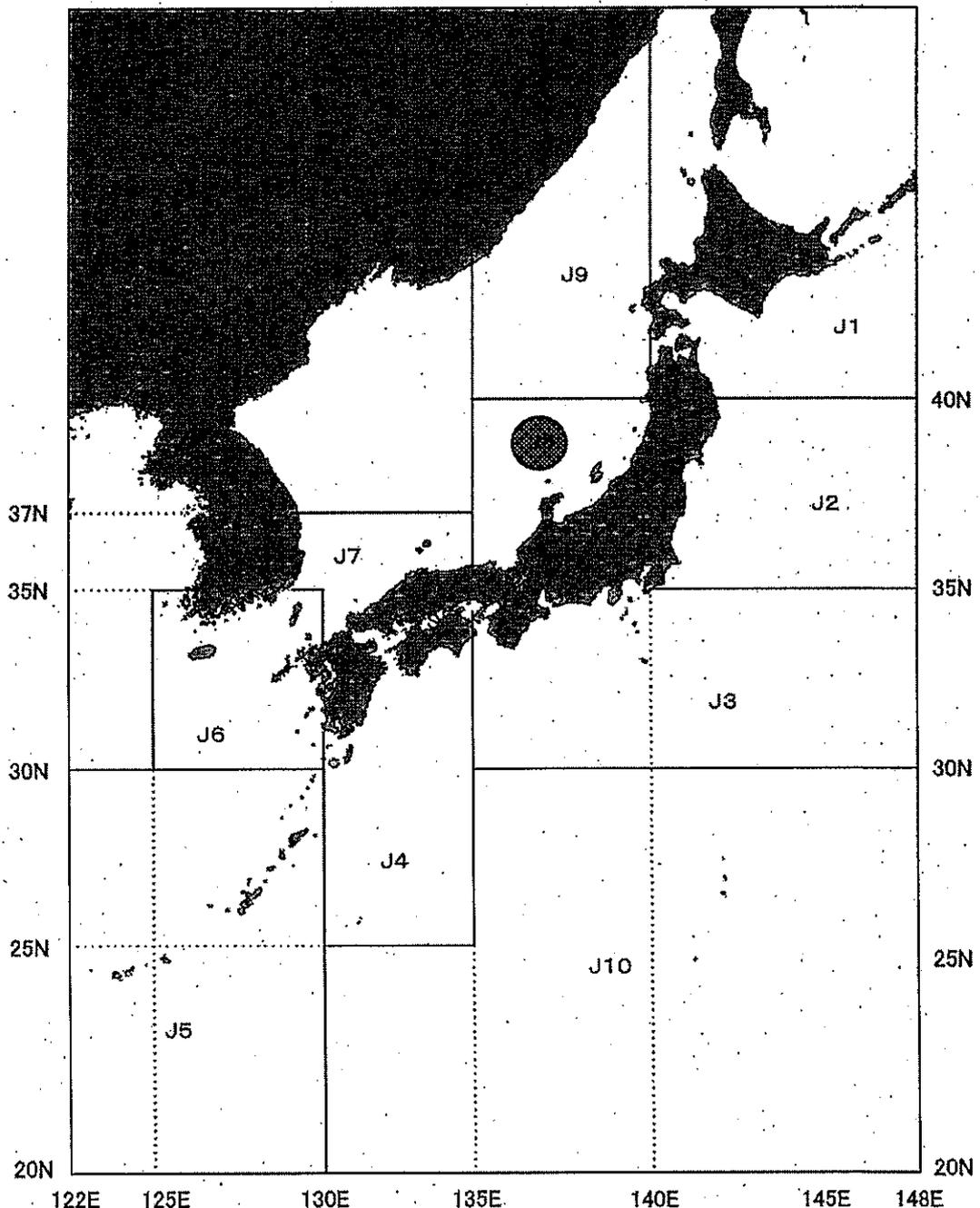
- 特に本年6、7月に、京都府沖合を含むI.8海域での遊漁によるくろまぐろ大型魚の採捕量が増加した。
- 従来、府内においてくろまぐろを目的とする操業実態はなく、漁船漁業の漁獲枠は混獲時の対応に必要な数量のみを配分し、定置漁業に重点配分していた。
- 来期に向けては、前記の状況を見て広域漁業調整委員会承認を受けている漁業者から、漁船漁業での目的操業が可能となる数量配分への要望があり、府では関係者からの意見聴取等の調整を進めている。

【水産庁公表の採捕報告数量：令和6年11月25日現在】

	令和6年					令和7年	
	4~5月	6月	7月	8~9月	10月~12月	1月	2~3月
採捕枠	5トン	7トン	7トン	7トン	5トン	5トン	※
報告実績	8.2トン	8.8トン	10.2トン	4.9トン	3.1トン		
主な採捕海域	J3	I.8, J7, J6	I.8, J7	J1, I.8	J1		
備考	4/6停止	6/5停止	7/8停止	8/5停止			

※ 概ね40トンから、全海区における令和6年4月1日から令和7年1月31日までの採捕数量の累計を差し引いた量（現在の累計：35.2トン）

【参考：採捕海域】



令和６年度全国海区漁業調整委員会連合会日本海
ブロック会議について

【内 容】

全国海区漁業調整委員会連合会は、各海区の漁業調整委員会が直面する諸問題について、その対応策を協議、検討すること、また、海区間の意見・情報交換を通じて、各ブロック内で抱える問題点等について、共通認識を形成し、海区間の連携体制を構築するため、全国を４ブロック（東日本、日本海、西日本、九州）に分け、ブロック単位で会議を毎年開催しています。

日本海ブロックは、青森県から山口県までの１２の海区漁業調整委員会で構成され、会議は順番に持ち回り、対面形式で開催されています。

令和６年度は青森県海区が当番となり令和６年１１月１２日（火）に会議が開催されましたので、その概要を報告します。

【添付資料】

報告資料２ 全国海区漁業調整委員会連合会日本海ブロック
会議の結果概要

参 考 日本海ブロック会議配付資料の一部抜粋
（次第、令和７年度京都海区要望事項及び質疑
照会内容）

令和6年度(第52回)全国海区漁業調整委員会連合会 日本海ブロック会議について(結果概要)

- 1 開催日時 令和6年11月12日(火) 午後2:30~5:00
- 2 開催場所 アップルパレス青森 3階 「ねぶたの間」
青森県青森市本町5丁目1-5
- 3 出席者
来賓 水産庁資源管理部管理調整課
平井専門官
主催者 全国海区漁業調整委員会連合会
小林副会長(欠席のため、富山海区 網谷理事が代理出席)
その他 北海道の渡島海区から福岡県の筑前海区までの日本海側海区の
漁業調整委員会会長及び事務局職員
開催地(青森県海区及び青森県西部海区)漁業調整委員会委員
及び事務局職員
全国海区漁業調整委員会連合会事務局職員
青森県の各水産関係部局職員

4 報告事項

令和6年度全国海区漁業調整委員会連合会の要望活動結果について
全漁調連事務局から資料1に基づき、報告がありました。

(※当委員会では、8月22日開催の第25回委員会報告事項(3)により、内容
について報告済みです。)

5 議事

(1) 第1号議案：令和7年度要望事項について

提案した海区から要望の説明があり、特に意見はなく、以下を当ブロック
の要望事項として採択しました。

- Ⅲ 太平洋クロマグロの資源管理について
- Ⅳ 沿岸資源の適正な利用について
- Ⅴ 漁業法改正後の制度運用について
- Ⅵ 外国漁船問題等について(当海区からの要望なし)
- Ⅶ 海洋性レジャーとの調整等について

(※Ⅰ海区漁業調整委員会制度について及び、Ⅱ沿岸漁場の秩序維持につい
ては、当ブロックからの要望はありませんでした。)

採択した要望事項は、青森県海区事務局のほうで類似テーマ毎に整理され
て各海区への照会、確認を得た後、全漁調連へ提出されます。

(2) 第2号議案：全漁調連日本海ブロック会議次期開催地について
順番どおり、開催地は島根県となりました。

(3) その他：質疑事項について

当海区から資料4に基づき、委員会指示による夜間集魚灯の光力制限について質疑照会し水産庁へ見解を求めました。

水産庁からは、光力制限について、放電灯とLED灯など性質の異なる灯火に対して一定の制限値を定めることや、集魚灯と作業灯の区分など課題があると認識はしているが、全国の各漁場の諸事情を踏まえると、国として統一基準を定めることは困難である。但し、助言等の対応はできると思われるので、今回の照会内容を持ち帰り関係部署内で情報共有したいとの回答がありました。

当海区と同じく委員会指示により光力を制限している山形海区からは、光力に関しては様々なトラブルがあったが、長期間にわたり関係者間で協議を重ねた結果、現在ではトラブルは解消され大きな問題は起きていないことや、LED灯については、それ以外の集魚灯が使用できる消費電力の7分の1に制限している(集魚灯の消費電力合計の最高限度は10kW)との意見がありました。

6 その他

地方独立行政法人青森県産業技術センター職員による講義

「青森県水産業の概要と水産総合研究所の紹介について」

同センター水産総合研究所 伊藤 企画経営監から講義がありました。

令和6年度（第52回）
全国海区漁業調整委員会連合会 日本海ブロック会議

日 時：令和6年11月12日（火）14:30～
場 所：アップルパレス青森 3階 「ねぶたの間」

次 第

- | | | |
|---|--|-------|
| 1 | 開 会 | 14:30 |
| 2 | 挨拶 | 14:35 |
| | (1) 開催海区：青森県西部海区漁業調整委員会 会長 堀内 精二 | |
| | (2) 主催者：全国海区漁業調整委員会連合会 理事 網谷 繁彦 | |
| | (3) 来 賓：水産庁資源管理部管理調整課 専門官 平井 延宏 | |
| | (4) 開催 県：青森県農林水産部 水産局長 山中 崇裕 | |
| 3 | 議長、議事録署名人選出 | 14:55 |
| 4 | 報告事項
令和6年度全国海区漁業調整委員会連合会要望活動の結果について・・・（資料1） | 15:00 |
| 5 | 議 事 | |
| | (1) 第1号議案：令和7年度要望事項について・・・（資料2） | 15:20 |
| | (2) 第2号議案：全漁調連日本海ブロック会議次期開催地について
・・・（資料3） | 16:00 |
| | (3) そ の 他：質疑事項について・・・（資料4） | 16:05 |
| | ～～ 休 憩 ～～ | |
| 6 | 講 演 「青森県水産業の概要と水産総合研究所の紹介
について」
地方独立行政法人青森県産業技術センター
水産総合研究所 企画経営監 伊藤 欣吾 | 16:25 |
| 7 | そ の 他 現地視察について | 16:55 |
| 8 | 閉 会 | 17:00 |

Ⅲ 太平洋クロマグロの資源管理について

京都 海区漁業調整委員会

新規要望	○継続要望
議 題	クロマグロの資源管理について
<p>提案理由、要旨等</p> <p>平成30年からの数量管理により、クロマグロ小型魚(30kg未満)及び大型魚(30kg以上)それぞれについて厳格な管理が求められるようになった。本府沿岸では本種は主として定置網漁業で漁獲されている。同漁業は資源に対して優しい受け身の漁法であるが、同じサイズの多様な魚種が同時に入網することから、特定魚種の選択的な漁獲は困難である。したがって、クロマグロの混獲回避作業には相当の労力を費やしており、操業自体を停止する等、漁業経営にも多大な影響が出ている。さらに、漁獲状況の取りまとめや報告等の現場における事務も増大している。</p> <p>また、令和3年6月からは、委員会指示により、遊漁者のクロマグロ(大型魚)の採捕実績の報告について義務づけられたが遊漁者に対し、未だその制度等の周知が不十分であり、クロマグロの釣獲をめくり漁業者から制度を理解していない遊漁者等への不満の声が大きくなっている。</p> <p>さらに、本年5月以降、日本海側でクロマグロ大型魚が多数来遊し遊漁採捕量が増加したことで、時期別採捕数量が設定期間当初から1週間を経ずに上限に達し、採捕禁止期間が公示される状況であり、公示後もクロマグロ遊漁の疑義情報が複数件あった。</p> <p>については、クロマグロの資源管理を円滑に実施し、漁業、遊漁関係者への規制遵守を図るため、下記事項を要望する。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <ol style="list-style-type: none">1 定置網の操業に支障を来さないよう、漁獲可能量の配分について十分に配慮するとともに、採捕数量が漁獲枠に達しても操業を続けられるよう、効果的な再配分方法や管理手法を早急に確立すること。2 漁獲報告については、現場での事務負担の軽減が図れるようなシステムを構築すること。3 現行の広域漁業調整委員会の承認制による沿岸クロマグロ漁業の許可のあり方や承認の条件、運用の仕方について再検討するとともに、まぐろ延縄漁業等については、遊漁と同様に国による管理についても検討を行うこと。	

4 遊漁者及び遊漁船業者に対し、国に対する採捕実績の報告については、漁業者の漁獲報告のように迅速にかつ漏れのないよう徹底し、上限数量に達した場合、採捕禁止規制を遵守するよう監視し違反者への対応を強化すること。

5 また、資源管理の制度及びその重要性について広く国民に周知し、国が操業自粛や採捕停止の基準を明確にすること。

IV 沿岸資源の適正な利用について

京都 海区漁業調整委員会

新規要望	○継続要望
議 題	沿岸漁業と大中型まき網漁業の調整について
<p>提案理由、要旨等</p> <p>京都府沿岸における大中型まき網漁業の操業禁止区域は、沿岸から3海里までと他海区よりも著しく狭く、同漁業の漁場は沿岸漁業の漁場と競合している。そのため、本府沿岸では大中型まき網漁業の違法操業の疑いや操業を巡るトラブルが永年続いている。</p> <p>操業禁止区域は設定から50年以上も見直しがなされていないが、この間、大中型まき網漁業の設備、漁労技術等は急速に発達し、その漁獲圧は増大している。それゆえ、競合漁場における同漁業による資源の先獲りや、未成魚・産卵親魚の大量漁獲が、沿岸資源に与える影響も大きくなっていると考える。また、国によって、資源管理手法の抜本的な見直し等による漁船の大型化が一方向的に検討されていることから、沿岸漁業者の不安はさらに高まっている。</p> <p>一方で、本府の延縄漁業者が回転灯を点け操業中に漁船ごと、まき網船にまかれる事案が発生し、このような事が無いよう色々な機会を通じ、まき網漁業者に対し安全操業等の徹底を依頼している。</p> <p>については、大中型まき網漁業との操業を巡るトラブルをなくし、今後、沿岸漁業者が安定した操業を安心して実施できるよう、下記事項を要望する。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 大中型まき網漁業の操業禁止区域については、長年変更が行われておらず、まき網漁業漁船の設備、漁労技術等の進捗が十分勘案されたものになっていない。沿岸漁業者がまき網による資源の先取り、未成魚や産卵親魚の大量漁獲の影響を受けたいよう、見直しを行うこと。 2 沿岸漁業者とまき網漁業者との操業を巡るトラブルや相互の不信感を解消させるため、まき網船の附属船全船へのVMS設置を早急に進める等、不完全なVMSの情報システムの改善を図るとともに、VMS情報を積極的に活用した指導取締を行うこと。 3 海上運航、安全確保から、沿岸域で航行・操業する際はAIS(船舶自動識別装置)を作動させ、レーダー等も併用し事故防止・安全航行に務めること。 4 新たな資源管理体制の下、沿岸漁業者と大中型まき網船団がトラブルのない漁場利用を進めていくための話合いの場を定期的で開催すること。特に、まき網漁船の大型化が図られる際には、許可権者として事前に沿岸漁業関係者との操業内容や条件に関する協議を行うこと。 	

V 漁業法改正後の制度運用について

京都 海区漁業調整委員会

新規要望	○継続要望
議 題	漁業法改正後の定置網漁業の資源管理について
<p>提案理由、要旨等</p> <p>定置網漁業は、日本海側沿岸漁業の主要な漁業であり、多くの漁業者を地元で雇用しており、地域の基幹産業となっている。</p> <p>一方、定置網漁業は、従来から受け身の漁業であり環境に優しい漁業とされてきたが、魚種の選択性が極めて低いことから、積極的な資源管理が難しい。このような状況のなか、今般の漁業法改正においては、沿岸漁業についても資源の数量管理対象魚種の拡大が図られ、定置網漁業も対象魚種毎の資源管理への対応が求められている。</p> <p>特に、本府において、漁獲金額の約3割を占めるサワラ、ブリ類が、今後、TAC対象魚種となる見通しであり、魚種の選択性の低い定置網漁業においては、サワラ、ブリ類が突発的に入網した場合にTAC数量が超過してしまうこと、TAC魚種で数量を超過することにより盛漁期に操業ができなくなることなど、漁業者が不安を持ち、漁獲量の制限だけで管理されると漁業経営に大きな影響が出ることを危惧している。</p> <p>改革の柱である資源管理の意義については理解できるものの、定置網漁業者は、網目の拡大や小型魚の保護など、従来から資源や漁業の特性に合わせ資源管理に取り組んでいることも考慮いただき、については、水産政策の改革に伴う資源管理を推進するにあたり、下記事項を要望する。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 漁業者が、TAC制度を基本とする資源管理に安心して取り組めるよう、対象魚種の追加などに際しては、新たな資源管理計画推進に向けたロードマップに基づくTAC魚種の拡大、水政審等における検討状況と今後の見通しについて、関係者への報告と説明を通じて十分な理解を得ながら進め、資源管理目標及び資源管理措置の検討にあたっては、対象魚種毎に生態解明や資源量・再生産の分析・評価を行い、資源量推定のための十分な情報と精度が得られていない魚種については、MSYベースでの漁獲量管理を行わないこと。 2 選択的に漁獲ができない定置漁業については、漁業者が実施している資源管理の妥当性や効果を的確に評価した上で、当該管理手法が十分効果を発揮している魚種については、TACによる管理に固執せず、現状の自主的な資源管理で対応するよう配慮し、漁業の特性を考慮した漁獲可能量の配分や、都道府県間等との漁獲枠の融通を積極的に行うなど、地域にとって重要な漁業が操業停止に追い込まれない資源管理の仕組みを構築すること。 3 やむを得ず減収等が生じた場合や漁業者が実施している自主的な資源管理では達成できないようなTAC数量となる場合は、対象とする魚種の漁業経営上の重要度に応じて経営を維持できるよう、適切な支援策を設けること。 4 定置網漁業の特性に応じた資源管理型の選択性の高い漁具の開発、混獲される稚仔魚や小型魚を極力削減する技術について、国を中心に開発するとともに、新技術開発後は、普及が促進されるよう、適切な支援策を設けること。 	

VII 海洋性レジャーとの調整等について

京都 海区漁業調整委員会

新規要望	○継続要望
議 題	ミニボート、水上バイクの安全対策について
<p>提案理由、要旨等</p> <p>小型船舶操縦免許や船舶検査が不要であるミニボートは手軽に楽しめるボートとして急速に普及している。これに伴い、ミニボートに関連する事故、トラブル等の発生件数が増加している。ミニボートは小型であるが故に、他船から視認しづらく、レーダーにも映りにくい。また、水上バイクは小回りが利き機動性が高い反面、高速走行、急旋回等の危険行為により事故が増加している。いずれも基本的なルールを知らずに操縦するユーザーが多く、漁業者の安全な航行、操業等を脅かす存在となっている。</p> <p>については、漁業者等、海面を利用する者の安全を確保するため、下記の事項を要望する。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 ミニボート、水上バイクに関連する事故、トラブルをなくすため、国において、ミニボートユーザーに対する安全講習会受講を義務付ける等、全てのミニボートユーザーが基本的な安全知識を確実に習得できるよう働きかけていくこと。 2 海面を利用する者の安全を確保するため、ミニボートの航行範囲の制限及び夜間航行の禁止措置等を早急かつ確実に講じること。 3 ユーザーの把握、組織化を推進し、漁業をはじめ海面利用者の妨げにならない実効性のある対策を講じること。 	

(その他：質疑事項について 資料4)

質 疑 照 会

海区事務局名	京都海区漁業調整委員会事務局
件 名	夜間集魚灯の光力制限について
質 疑 概 要	
<p>当海区では、委員会指示により火光利用釣漁法を制限しております。具体的には海域別に禁止区域、3、12、18の灯火数制限区域を設け、沿岸では定置漁具周辺での火光使用による入網阻害を防ぎ、沖合では火光を利用した釣漁業者、遊漁船業者、遊漁者間での灯火使用の過当競争を防ぐとともに、主に対象となるイカ類の乱獲を防ぎ資源保護に努めているところです。</p> <p>集魚灯に関して、近年では、従来の電球型放電灯に替えて、発光ダイオード式のLED灯が広く普及しており、LED灯は構造上、灯火数では制限することが困難になっております。また、1基あたりの大きさも比較的小型であることから、船艇のあらゆる場所に設置が可能で、主に船体内を照らす作業灯として使用し、集魚灯としては使用していないと説明されるケースも見受けられます。</p>	

今後、上記のような問題が顕在化してきますと、現場である海上での指導取締にも支障をきたすことも考えられますので、火光利用釣漁法の光力規制の在り方について、集魚灯の形状や作業灯との区分などについて、水産庁へ統一見解を求めることは出来ないでしょうか。

また、一部の都道府県では、遊漁者の火光を利用した漁法を、漁業調整規則の「遊漁者等の漁具漁法の制限」により禁止しているケースもあります。このような事情も踏まえた上で見解がいただければと思います。

火光利用釣漁法禁止区域の座標

(経ヶ岬以東)

A 舞鶴東周辺

次のA1～A9の点を結んだ線並びに
最大高潮時海岸線によって囲まれた海域

A1:	<u>N35° 33.48'</u>	<u>E135° 29.20'</u>
A2:	<u>N35° 34.07'</u>	<u>E135° 29.51'</u>
A3:	<u>N35° 37.03'</u>	<u>E135° 29.75'</u>
A4:	<u>N35° 37.61'</u>	<u>E135° 26.92'</u>
A5:	<u>N35° 37.10'</u>	<u>E135° 25.15'</u>
A6:	<u>N35° 36.41'</u>	<u>E135° 24.27'</u>
A7:	<u>N35° 35.75'</u>	<u>E135° 24.08'</u>
A8:	<u>N35° 34.79'</u>	<u>E135° 24.62'</u>
A9:	<u>N35° 34.44'</u>	<u>E135° 25.53'</u>

B 舞鶴西、宮津及び伊根周辺

次のB1～B18の点を結んだ線並びに
最大高潮時海岸線によって囲まれた海域
(ただし、共同漁業権 京共 第22号の区域については、
9月1日から翌年5月31日までの間に限る)

B1:	<u>N35° 33.97'</u>	<u>E135° 23.90'</u>
B2:	<u>N35° 34.69'</u>	<u>E135° 23.75'</u>
B3:	<u>N35° 35.40'</u>	<u>E135° 22.70'</u>
B4:	<u>N35° 35.41'</u>	<u>E135° 21.81'</u>
B5:	<u>N35° 34.61'</u>	<u>E135° 19.63'</u>
B6:	<u>N35° 34.18'</u>	<u>E135° 18.92'</u>
B7:	<u>N35° 36.79'</u>	<u>E135° 17.28'</u>
B8:	<u>N35° 37.61'</u>	<u>E135° 17.68'</u>
B9:	<u>N35° 38.12'</u>	<u>E135° 19.43'</u>
B10:	<u>N35° 40.02'</u>	<u>E135° 20.20'</u>
B11:	<u>N35° 42.26'</u>	<u>E135° 20.53'</u>
B12:	<u>N35° 45.16'</u>	<u>E135° 18.78'</u>
B13:	<u>N35° 45.48'</u>	<u>E135° 17.63'</u>
B14:	<u>N35° 46.38'</u>	<u>E135° 17.42'</u>
B15:	<u>N35° 47.19'</u>	<u>E135° 16.37'</u>
B16:	<u>N35° 47.50'</u>	<u>E135° 15.30'</u>
B17:	<u>N35° 47.17'</u>	<u>E135° 14.16'</u>
B18:	<u>N35° 46.51'</u>	<u>E135° 13.65'</u>

(経ヶ岬以西)

C 網野西周辺

次のC1～C7の点を結んだ線並びに
最大高潮時海岸線によって囲まれた海域

C1:	<u>N35° 40.59'</u>	<u>E134° 58.21'</u>
C2:	<u>N35° 41.86'</u>	<u>E134° 57.59'</u>
C3:	<u>N35° 42.01'</u>	<u>E134° 56.85'</u>
C4:	<u>N35° 41.57'</u>	<u>E134° 56.18'</u>
C5:	<u>N35° 40.97'</u>	<u>E134° 56.21'</u>
C6:	<u>N35° 40.18'</u>	<u>E134° 57.03'</u>
C7:	<u>N35° 40.35'</u>	<u>E134° 57.83'</u>

D 久美浜周辺

次のD1～D6の点を結んだ線並びに
最大高潮時海岸線によって囲まれた海域

D1:	<u>N35° 38.91'</u>	<u>E134° 54.06'</u>
D2:	<u>N35° 39.14'</u>	<u>E134° 54.67'</u>
D3:	<u>N35° 40.74'</u>	<u>E134° 55.37'</u>
D4:	<u>N35° 41.32'</u>	<u>E134° 54.56'</u>
D5:	<u>N35° 41.32'</u>	<u>E134° 51.83'</u>
D6:	<u>N35° 39.47'</u>	<u>E134° 52.05'</u>

※座標は全て世界測地系

大中型まき網漁業との調整について

【内 容】

令和6年6月11日(火)に開催されました「中部日本海まき網漁業協議会船主部会」において要望書を提出し、まき網漁業関係者と協議を行いました。

その後、同協議会での要望内容の確認を経て、7月4日付けで、大中型まき網漁業との調整を考える会あてに文書回答がありました。

大中型まき網漁業との調整を考える会は、回答への対応等について協議をするため、10月31日(木)に第35回幹事会を開催しました。その概要を報告します。

【添付資料】

報告資料3 「大中型まき網漁業との調整を考える会」
第35回幹事会の結果概要

参 考 第35回幹事会配付資料一式
(次第、関係者名簿、配席図、資料1～3)

第35回 大中型まき網漁業との調整を考える会幹事会について

(結果概要)

- 1 開催日時 令和6年10月31日(木) 午後2:00～3:30
- 2 開催場所 宮津市小田宿野 1029-3 京都府水産事務所3階 研修室
- 3 出席者 座長 葭矢護(京都海区漁業調整委員会会長)
 幹事 京都府漁業協同組合、漁業者各地区代表(舞鶴、与謝地区)、京都府定置漁業協会会長、京都府釣漁業連合会会長(代理出席)
 関係団体 京都釣船業協同組合代表理事(代理出席)
 事務局等 粟屋京都海区漁業調整委員会事務局長ほか6名

4 協議事項

(1) 最近のまき網船団の操業状況

幹事、関係団体及び京都府から、京都府沿岸域のまき網操業状況の報告がありました。

事務局から、資料1-1、1-2により、まき網操業状況(漁況情報等)の報告をしました。

主な意見

- ・今年度の舞鶴漁港への入港状況は、4月に第16,17輪島丸、5月に第33,35海幸丸による水揚げはあったものの、6～8月は水揚げ無しの状態であり、9～10月にかけてもほとんど入港実績は無く、2020年以降、府沖合での操業はあまり活発ではないように思われる。

- ・9月の底びき網漁解禁時には、漁場にまき網船団が錨泊していたことがあったが、底びき網漁業者から漁業無線局を経由し連絡をすると、直ぐに揚錨し移動してもらえたので漁に影響は無くトラブルにはならなかった。

- ・舞鶴港内でのまき網船の速力について、減速の要望が届いているのか、特に苦情は出ていない。

・白石礁の沖合では、まき網漁船の操業を目にすることがよくある。操業禁止区域については、遵守してもらっていると思うが、まき網船操業後の海域では、全く魚がいなくなり漁業者だけで無く、遊漁船業者もお客さんが釣りにならず非常に困ることがある。

(2) まき網漁業者との協議について

事務局から、資料2-1により結果概要について説明し、資料3により今回の船主部会への要望に向けて協議をしました。

主な意見

・まき網船の船主からは、AISを過信せずレーダー等他の機器を併用して安全操業に努める旨回答があったものの、AISを作動させることで船舶相互間の位置、予想針路、速力まで把握できるため、京都府沿岸域を航行・操業する際は、AIS(船舶自動識別装置)を作動させてもらうことを、引き続き本会からまき網漁業者団体へ要請願いたい。AISの作動は舞鶴湾口でも安全航行に非常に有効である。

・白石礁周辺において11月から12月末までは、漁船、遊漁船を含めた地元船等に配慮して操業を自粛するよう本会からまき網漁業者団体へ要請願いたい。遊漁船業者への影響についても伝えるべき。

・舞鶴港への入港時の速力要望については、ある程度受け入れてもらっていると思われるので、要望事項から決議事項にあげてもらってはどうか。次回の幹事会までに、中部まき網漁業協議会事務局へ確認してほしい。

5 てん末

今回の幹事会での意見等を踏まえ、来年2月頃に開催を予定している次回幹事会に向けて事務局で要望内容を整理し、要望書の案を各幹事へ提示できるよう処理をすすめることとしました。

「大中型まき網漁業との調整を考える会」第35回幹事会次第

令和6年10月31日(木)午後2:00～
京都府水産事務所3階研修室

1 開 会

2 協議事項

(1) 最近のまき網船団の操業状況

ア 幹事(各地区、漁業者団体)及び関係団体からの状況報告

- ・ 京都府漁業協同組合
- ・ 舞鶴地区～北丹後地区
- ・ 京都府定置漁業協会
- ・ 京都府釣漁業連合会
- ・ 京都釣船業協同組合

イ 漁況情報等からの状況報告 【資料1-1～2】

(2) まき網漁業者との協議について

ア 令和6年度中部日本海まき網漁業協議会船主部会の結果
及び回答文書の概要について 【資料2-1～3】

イ 次回の船主部会への要望に向けて 【資料3】

(3) その他

3 閉 会

令和6年度 大中型まき網漁業との調整を考える会 関係者名簿

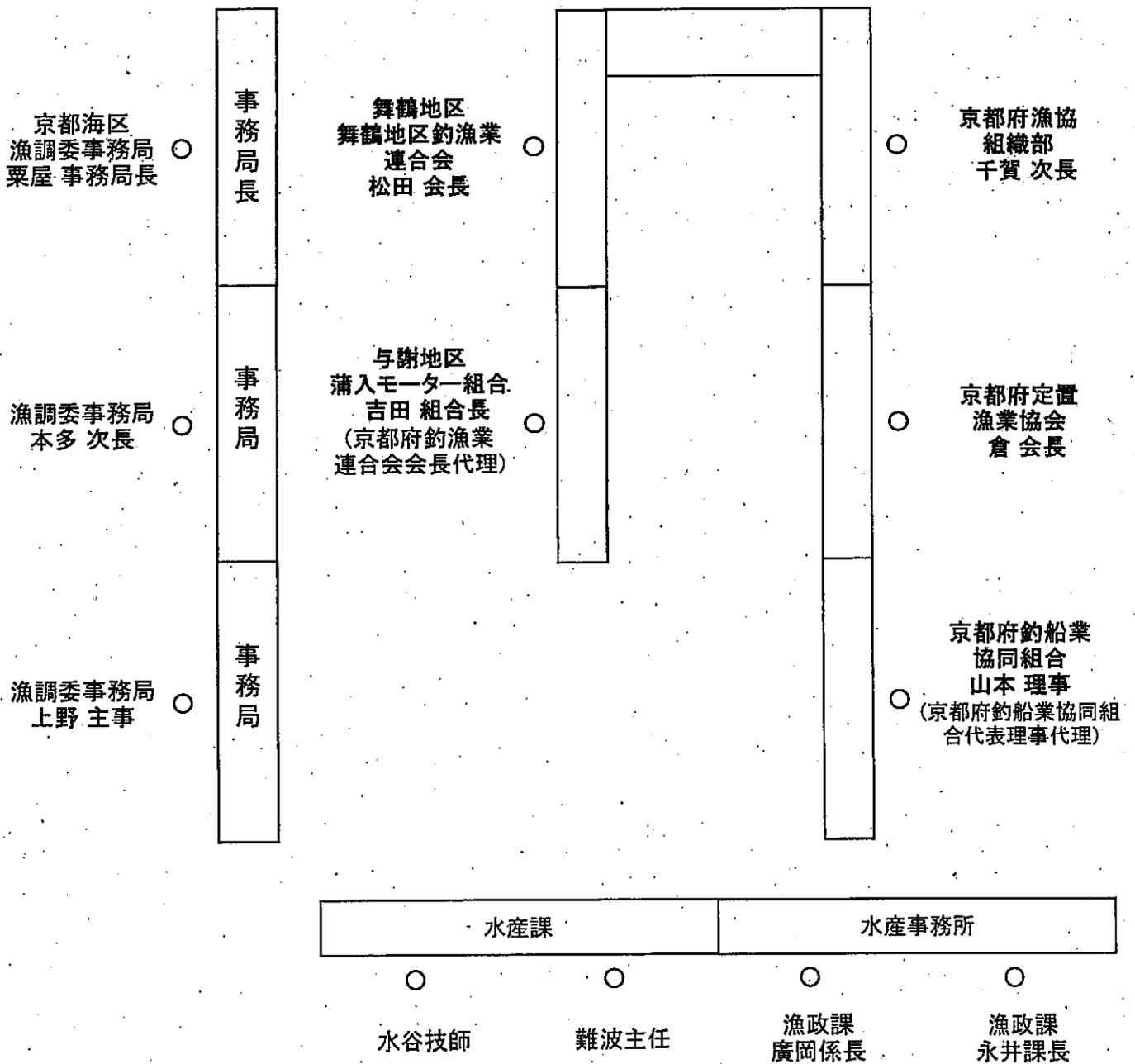
	所 属	役職等	名 前	備 考
座長	京都海区漁業調整委員会	会長	葎 矢 護	
幹事	京都府漁業協同組合	組織部 次長	千 賀 隼 人	
	舞鶴地区 (舞鶴支所所属)	舞鶴地区釣漁業連合会 会長	松 田 弘 幸	
	宮津地区 (宮津支所所属)	宮津市水産振興会 会長	嶋 崎 豊	欠席
	与謝地区 (蒲入支所所属)	蒲入モーター組合 組合長	吉 田 圭 一	
	北丹後地区 (網野支所所属)	網野地区総代	坂 口 勝 彦	欠席
	京都府定置漁業協会	会長	倉 幹 夫	
	京都府釣漁業連合会	会長	田 村 真 二	代理出席 京釣連 副会長 吉田 圭一
関係 団体	京都釣船業協同組合	代表理事	大 島 秀 彦	代理出席 京釣協 理事 山本 正澄
事務局等	京都府水産事務所 (京都海区漁業調整 委員会事務局)	所長 (事務局長)	粟 屋 克 彦	
		漁政課長	永 井 大 輔	
		漁政課 課長補佐兼係長	廣 岡 信 康	
		船舶課 船長	上 林 浩 司	欠席
		漁政課 課長補佐 (次長)	本 多 靖 一	
		漁政課 主事 (書記)	上 野 香 奈 子	
	京都府水産課	主任	難 波 真 梨 子	
		技師	水 谷 昂 栄	

「大中型まき網漁業との調整を考える会」第35回幹事会 配席図

令和6年10月31日(木)午後2時から

水産事務所 3階 研修室

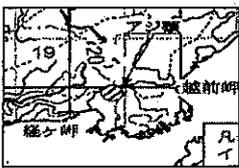
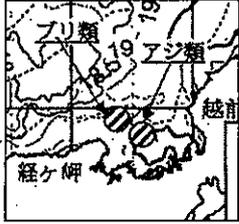
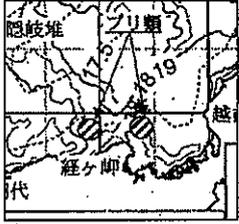
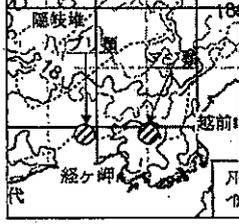
京都海区漁業調整委員会
葭矢 会長



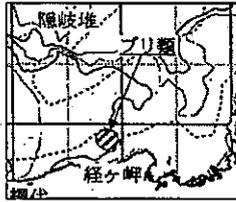
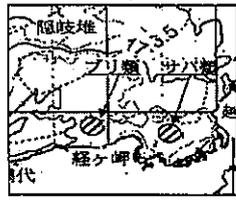
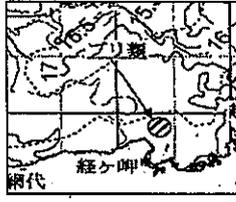
京都府沖での大中型まき網漁船操業状況（令和5年9月～令和6年8月）

月	期間	記述内容	操業位置	舞鶴漁港へのまき網水揚量
令和5年 9月	中西部日本海漁況情報 第2503号 令和5年 9月1日～5日	1 船団切揚中、3 船団道東沖出漁中。 1 船団切揚中、3 船団道東沖出漁中。	道東沖	
	中西部日本海漁況情報 第2504号 9月6日～10日	1 船団切揚中、3 船団道東沖出漁中。 1 船団切揚中、3 船団道東沖出漁中。	道東沖	
	中西部日本海漁況情報 第2505号 9月11日～15日	1 統3晩、見島沖でアジ主体の操業。 1 統3晩、見島沖で0～1回操業。アジ類主体で70 トンを漁獲、浜田～境港に水揚げした。3船団は道東沖 出漁中。	見島沖	
	中西部日本海漁況情報 第2506号 9月16日～20日	1 統3晩、見島沖でアジ類ブリ類主体の操業。 1 統3晩、見島沖で1回操業。アジ類ブリ類主体で 133トンを漁獲、浜田～境港に水揚げした。3船団は 道東沖出漁中。	見島沖	
	中西部日本海漁況情報 第2507号 9月21日～25日	1 統3晩、島根半島沖でアジ類の操業。 1 統2晩、島根半島沖で0～1回操業。アジ類主体で 7トンを漁獲、境港に水揚げした。3船団は道東沖出漁 中。集計外船（1統）が中部海区でブリ類を漁獲、境港 に72トン水揚げした。	島根半島沖	
	中西部日本海漁況情報 第2508号 9月26日～30日	1 統4晩、島根半島沖でアジ類ブリ類主体の操業。 1 統4晩、島根半島沖で0～1回操業。アジ類ブリ類 主体で80トンを漁獲、境港に水揚げした。3船団は道 東沖出漁中。	島根半島沖	
10月	中西部日本海漁況情報 第2509号 10月1日～5日	1 統4晩、島根半島沖でアジ類主体の操業。 1 統4晩、島根半島沖で0～1回操業。アジ類主体で 45トンを漁獲、境港に水揚げした。3船団は道東沖出 漁中。集計外船（1統）が中部海区でブリ類を漁獲、境 港に55トン水揚げした。	島根半島沖	
	中西部日本海漁況情報 第2510号 10月6日～10日	1 統2晩、島根半島沖でアジ類ブリ類主体の操業。 1 統2晩、島根半島沖で1回操業。アジ類ブリ類主体 で43トンを漁獲、境港に水揚げした。3船団は道東沖 出漁中。集計外船（1統）が中部海区でブリ類を漁獲、 境港に100トン水揚げした。	島根半島沖	
	中西部日本海漁況情報 第2511号 10月11日～15日	1 統2晩、島根半島沖でアジ類ブリ類主体の操業。 1 統2晩、島根半島沖で1～2回操業。アジ類ブリ類 主体で46トンを漁獲、境港に水揚げした。3船団は道 東沖出漁中。	島根半島沖	

京都府沖での大中型まき網漁船操業状況（令和5年9月～令和6年8月）

月	期間	記述内容	操業位置	舞鶴漁港へのまき網水揚量			
10月	中西部日本海漁況情報 第2512号 10月16日～20日	1 統5晩、浜田沖～島根半島沖でアジ類サバ類ブリ類主体の操業。 1 統5晩、浜田沖～島根半島沖で1回操業。アジ類サバ類ブリ類主体で83トンを漁獲、浜田～境港に水揚げした。3船回は道東沖出漁中。	浜田沖～島根半島沖				
	中西部日本海漁況情報 第2513号 10月21日～25日	1 統3晩、浜田沖～島根半島沖でアジ類ブリ類主体の操業。 1 統3晩、浜田沖～島根半島沖で0～2回操業。アジ類ブリ類主体で48トンを漁獲、浜田～境港に水揚げした。3船回は道東沖出漁中。	浜田沖～島根半島沖				
	中西部日本海漁況情報 第2514号 10月26日～31日	1 統4晩、浜田沖～島根半島沖でブリ類サバ類アジ類主体の操業。 1 統4晩、浜田沖～島根半島沖で1～3回操業。ブリ類サバ類アジ類主体で53トンを漁獲、浜田～境港に水揚げした。3船回は道東沖出漁中。集計外船（1統）が中部海区でブリ類を漁獲、境港に63トン水揚げした。	浜田沖～島根半島沖				
11月	中西部日本海漁況情報 第2515号 11月1日～5日	1 統2晩、島根半島沖でブリ類主体の操業。 1 統2晩、島根半島沖で0～1回操業。ブリ類主体で30トンを漁獲、境港に水揚げした。3船回は道東沖、漁期終了帰港中。集計外船（1統）が中部回ってサバ類を漁獲、境港に40トン水揚げした。	島根半島沖				
	中西部日本海漁況情報 第2516号 11月6日～10日	2 統2晩、浜田沖～島根半島沖でアジ類主体ブリ類等の操業。 2 統2晩、延3統が浜田沖～島根半島沖で1回操業。アジ類主体ブリ類等で13トンを漁獲、浜田～境港に水揚げした。	浜田沖～島根半島沖				
	中西部日本海漁況情報 第2517号 11月11日～15日	3 統4晩、日御碕沖～島根半島沖～若狭沖でブリ類アジ類主体の操業。 3 統4晩、延8統が日御碕沖～島根半島沖～若狭沖で0～1回操業。ブリ類アジ類主体で26トンを漁獲、浜田～境港～舞鶴に水揚げした。				あじ	20トン
						(第35海幸丸)	
	中西部日本海漁況情報 第2518号 11月16日～20日	4 統3晩、西沖～島根半島沖～若狭沖でサバ類ブリ類アジ類主体の操業。 4 統3晩、延8統が西沖～島根半島沖～若狭沖で1～2回操業。サバ類ブリ類アジ類主体で335トンを漁獲、博多～松浦～境港～舞鶴に水揚げした。				ぶり	0.2トン
						あじ	1.4トン
						さば	0.3トン
			(第35海幸丸)				
中西部日本海漁況情報 第2519号 11月21日～25日	3 統3晩、西沖～島根半島沖～若狭沖でサバ類ブリ類アジ類主体の操業。 3 統3晩、延9統が西沖～島根半島沖～若狭沖で0～3回操業。サバ類ブリ類アジ類その他（メジカ）主体で90トンを漁獲、松浦～境港～舞鶴に水揚げした。		ぶり	0.3トン			
			はまち	4.7トン			
			さわら他	1.0トン			
			(第33海幸丸)				
中西部日本海漁況情報 第2520号 11月26日～30日	4 統2晩、見島沖～浜田沖～若狭沖でブリ類アジ類サバ類主体の操業。 4 統2晩、延8統が見島沖～浜田沖～若狭沖で0～2回操業。ブリ類アジ類サバ類主体で125トンを漁獲、浜田～境港～舞鶴に水揚げした。		あじ	3.7トン			
			さば	0.8トン			
			さわら	0.5トン			
			(第35海幸丸)				

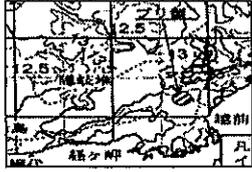
京都府沖での大中型まき網漁船操業状況（令和5年9月～令和6年8月）

月	期間	記述内容	操業位置	舞鶴漁港へのまき網水揚量	
12月	中西部日本海漁況情報 第2521号 12月1日～5日	4統4晩、見島沖～舞鶴沖でブリ類サバ類主体の操業。 4統4晩、延べ12統が見島沖～舞鶴沖で0～2回操業。ブリ類サバ類主体で222トンを漁獲、浜田～境港に水揚げした。		さば	20トン
	中西部日本海漁況情報 第2522号 12月6日～10日	3統3晩、延7統が見島沖～浜田沖～舞鶴沖でサバ類ブリ類アジ類主体の操業。 3統3晩、延7統が見島沖～浜田沖～舞鶴沖で1～4回操業。サバ類ブリ類アジ類主体で318トンを漁獲、博多～浜田～境港～舞鶴に水揚げした。		さば	70トン
	中西部日本海漁況情報 第2523号 12月11日～15日	4統3晩、見島沖～鹿取沖～舞鶴沖でサバ類ブリ類主体の操業。 4統3晩、延7統が見島沖～鹿取沖～舞鶴沖で0～1回操業。サバ類ブリ類主体で505トンを漁獲、浜田～境港に水揚げした。		ぶり	25トン
	中西部日本海漁況情報 第2524号 12月16日～20日	4統4晩、見島沖～浜田沖～島根半島沖～舞鶴沖でサバ類ブリ類主体の操業。 4統4晩、延13統が見島沖～浜田沖～島根半島沖～舞鶴沖で0～3回操業。サバ類ブリ類主体で851トンを漁獲、浜田～境港～舞鶴に水揚げした。		漁協日報に水揚げ記録無し	
	中西部日本海漁況情報 第2525号 12月21日～25日	4統3晩、見島沖～浜田沖～舞鶴沖でサバ類ブリ類主体の操業。 4統3晩、延12統が見島沖～浜田沖～舞鶴沖で0～2回操業。サバ類ブリ類主体で380トンを漁獲、浜田～境港に水揚げした。集計外船（3統）が対馬沖～山口沖でサバ類を漁獲、境港に440トン水揚げした。		漁協日報に水揚げ記録無し	
令和6年 1月	中西部日本海漁況情報 第2526号 1月1日～5日	1統3晩、浜田沖～島根半島沖でアジ類主体の操業。 1統3晩、延3統が浜田沖～島根半島沖で0～1回操業。アジ類主体で25トンを漁獲、浜田～境港に水揚げした。集計外船（5統）が対馬沖～山口沖でサバ類を漁獲、境港に317トン水揚げした。	浜田沖～島根半島沖	/	
	中西部日本海漁況情報 第2527号 1月6日～10日	4統4晩、対馬沖～見島沖～浜田沖～島根半島沖でサバ類アジ類ブリ類を漁獲。 4統4晩、延13統が対馬沖～見島沖～浜田沖～島根半島沖で1～2回操業。サバ類アジ類ブリ類主体で1,255トンを漁獲、浜田～境港に水揚げした。集計外船（7統）が対馬沖～見島沖でサバ類を漁獲、境港に1,054トン水揚げした。	対馬沖～見島沖～浜田沖～島根半島沖		
	中西部日本海漁況情報 第2528号 1月11日～15日	4統4晩、対馬沖～見島沖～浜田沖～島根半島沖でサバ類アジ類ブリ類を漁獲。 4統4晩、延13統が対馬沖～見島沖～浜田沖～島根半島沖で1～2回操業。サバ類アジ類ブリ類主体で1,255トンを漁獲、浜田～境港に水揚げした。集計外船（7統）が対馬沖～見島沖でサバ類を漁獲、境港に1,054トン水揚げした。	対馬沖～見島沖～浜田沖～島根半島沖		
	中西部日本海漁況情報 第2529号 1月16日～20日	4統2晩、対馬沖～見島沖～香住沖でサバ類ブリ類主体の操業。 4統2晩、延7統が対馬沖～見島沖～香住沖で1～2回操業。サバ類ブリ類主体で790トンを漁獲、境港に水揚げした。集計外船（7統）が対馬沖～見島沖でサバ類を漁獲、境港に940トン水揚げした。	対馬沖～見島沖～香住沖		

京都府沖での大中型まき網漁船操業状況（令和5年9月～令和6年8月）

月	期間	記述内容	操業位置	舞鶴漁港へのまき網水揚げ量	
令和6年 1月	中西部日本海漁況情報 第2530号 1月21日～25日	2統1晩、浜田沖でサハ類主体の操業。 2統1晩、延2統が浜田沖で0～1回操業。サハ類主体で120トンを漁獲、境港に水揚げした。	浜田沖	/	
	中西部日本海漁況情報 第2531号 1月26日～31日	4統4晩、対馬沖～浜田沖でサハ類ブリ類主体の操業。 4統4晩、延10統が対馬沖～浜田沖で1～2回操業。サハ類ブリ類主体で1,230トンを漁獲、境港に水揚げした。集計外船（5統）が対馬沖～見島沖でサハ類を漁獲、境港に1,231トン水揚げした。	対馬沖～浜田沖		
2月	中西部日本海漁況情報 第2532号 2月1日～5日	4統3晩、見島沖～浜田沖でサハ類ブリ類アジ類主体の操業。 4統3晩、延10統が見島沖～浜田沖で1～2回操業。サハ類ブリ類アジ類主体で945トンを漁獲、博多～境港に水揚げした。集計外船（1統）が対馬沖でサハ類を漁獲、境港に150トン水揚げした。	見島沖～浜田沖	さば	60トン
	中西部日本海漁況情報 第2533号 2月6日～10日	4統2晩、見島沖～浜田沖でサハ類主体の操業。 4統2晩、延8統が見島沖～浜田沖で1～2回操業。サハ類主体で660トンを漁獲、境港に260トン水揚げした。集計外船（2統）が対馬沖、中部海区でサハ類を漁獲、境港に260トン水揚げした。	見島沖～浜田沖	さば	380トン
	中西部日本海漁況情報 第2533号 2月11日～15日	4統1晩、浜田沖でサハ類主体の操業。 4統1晩、延4統が浜田沖で1～2回操業。サハ類主体で270トンを漁獲、浜田～境港に水揚げした。集計外船（1統）が対馬沖でサハ類を漁獲、境港に80トン水揚げした。	浜田沖	いわし	66トン
	中西部日本海漁況情報 第2535号 2月16日～20日	4統4晩、浜田沖～島根半島沖でサハ類ブリ類主体の操業。 4統4晩、延14統が浜田沖～島根半島沖で0～1回操業。サハ類ブリ類主体で1,150トンを漁獲、福岡～浜田～境港に水揚げした。集計外船（2統）が対馬沖、中部海区でサハ類を漁獲、境港に240トン水揚げした。	浜田沖～島根半島沖	さば	44トン
	中西部日本海漁況情報 第2536号 2月21日～25日	月休み休漁。 2/18生簀分13トン境港水揚げ。	月休み休漁	(第17輪島丸)	
	中西部日本海漁況情報 第2537号 2月26日～29日	4統4晩、見島沖～日御碕沖～島根半島沖でイワシ類、サハ類、ブリ類主体の操業。 4統4晩、延12統が見島沖～日御碕沖～島根半島沖で0～2回操業。イワシ類、サハ類、ブリ類主体で1,311トンを漁獲、唐津～博多～浜田～境港に水揚げした。集計外船（1統）が中部海区でサハ類を漁獲、境港に150トン水揚げした。	見島沖～日御碕沖～島根半島沖	/	
	中西部日本海漁況情報 第2538号 3月1日～5日	4統3晩、見島沖～日御碕沖でイワシ類主体の操業。 4統3晩、延11統が見島沖～日御碕沖で1～3回操業。イワシ類主体で1,555トンを漁獲、唐津～博多～浜田～境港に水揚げした。集計外船（3統）が対馬沖～中部海区でサハ類イワシ類を漁獲、境港に214トン水揚げした。	見島沖～日御碕沖	/	
3月	中西部日本海漁況情報 第2538号 3月6日～10日	4統5晩、見島沖～浜田沖でイワシ類ブリ類主体の操業。 4統5晩、延19統が見島沖～浜田沖1～3回操業。イワシ類ブリ類主体で2,275トンを漁獲、唐津～博多～浜田～境港に水揚げした。集計外船（3統）が対馬沖、中部海区でイワシ類サハ類を漁獲、境港に598トン水揚げした。	見島沖～浜田沖	さば	50トン
				いわし	15トン
				(第17輪島丸)	

京都府沖での大中型まき網漁船操業状況（令和5年9月～令和6年8月）

月	期間	記述内容	操業位置	舞鶴漁港へのまき網水揚量		
3月	中西部日本海漁況情報 第2540号 3月11日～15日	4統3晩、浜田沖でイワシ類主体の操業。 4統3晩、延11統が浜田沖で0～3回操業、イワシ類主体で1,195トンを漁獲、松浦～唐津～博多～境港に水揚げした。	浜田沖			
	中西部日本海漁況情報 第2541号 3月16日～20日	4統5晩、見島沖～浜田沖でイワシ類プリ類主体の操業。 4統5晩、延19統が見島沖～浜田沖1～3回操業、イワシ類プリ類主体で2,275トンを漁獲、唐津～博多～浜田～境港に水揚げした。集計外船（3統）が対馬沖、中部海区でイワシ類サバ類を漁獲、境港に598トン水揚げした。	見島沖～浜田沖			
	中西部日本海漁況情報 第2542号 3月21日～25日	1統1晩、隠岐海峡でイワシ類主体の操業。 1統1晩、隠岐海峡で1回操業、イワシ類主体で100トンを漁獲、境港に水揚げした。	隠岐海峡	さば	120トン	
					(第16, 17輪島丸)	
中西部日本海漁況情報 第2543号 3月26日～31日	4統4晩、隠岐海峡でイワシ類主体の操業。 4統4晩、延13統が隠岐海峡で2～3回操業、イワシ類主体で1,385トンを漁獲、松浦～唐津～博多～境港に水揚げした。	隠岐海峡	さば	200トン		
				(第16, 17輪島丸)		
4月	中西部日本海漁況情報 第2544号 4月1日～5日	4統3晩、島根半島沖～隠岐海峡でイワシ類プリ類主体の操業。 4統3晩、延12統が島根半島沖～隠岐海峡で1～2回操業、イワシ類プリ類主体で1,318トンを漁獲、浜田～境港に水揚げした。	島根半島沖～隠岐海峡	いわし	64トン	
					さば	136トン
					(第16輪島丸)	
	中西部日本海漁況情報 第2545号 4月6日～10日	4統5晩、見島沖～島根半島沖～隠岐海峡でイワシ類プリ類主体の操業。 4統5晩、延17統が見島沖～島根半島沖～隠岐海峡で0～4回操業、イワシ類プリ類主体で1,965トンを漁獲、浜田～境港に水揚げした。集計外船（3統）が対馬沖～中部海区でサバ類を漁獲、境港に280トン水揚げした。		さば	190トン	
					(第17輪島丸)	
	中西部日本海漁況情報 第2546号 4月11日～15日	4統5晩、浜田沖～隠岐海峡でイワシ類プリ類主体の操業。 4統5晩、延17統が浜田沖～隠岐海峡で1～3回操業、イワシ類サバ類主体で1,585トンを漁獲、浜田～境港に水揚げした。集計外船（1統）が対馬沖でイワシ類を漁獲、境港に100トン水揚げした。	浜田沖～隠岐海峡	さば	297トン	
					いわし	13トン
				(第16, 17輪島丸)		
中西部日本海漁況情報 第2547号 4月16日～20日	4統4晩、浜田沖～隠岐海峡でイワシ類サバ類主体の操業。 4統4晩、延11統が浜田沖～隠岐海峡で1～3回操業、イワシ類サバ類主体で810トンを漁獲、浜田～境港に水揚げした。	浜田沖～隠岐海峡	さば	162トン		
				いわし	18トン	
				(第16輪島丸)		
中西部日本海漁況情報 第2548号 4月21日～25日	3統5晩、浜田沖～島根半島沖でサバ類アジ類主体の操業。 3統5晩、延11統が浜田沖～島根半島沖で1回操業、サバ類アジ類主体で392トンを漁獲、浜田～境港に水揚げした。	浜田沖～島根半島沖				
中西部日本海漁況情報 第2549号 4月26日～30日	2統3晩、浜田沖でイワシ類サバ類アジ類主体の操業。 2統3晩、延6統が浜田沖で0～2回操業、イワシ類サバ類アジ類主体で440トンを漁獲、浜田～境港に水揚げした。	浜田沖				

京都府沖での大中型まき網漁船操業状況（令和5年9月～令和6年8月）

月	期間	記述内容	操業位置	舞鶴漁港へのまき網水揚量	
5月	中西部日本海漁況情報 第2550号 5月1日～10日	1 統1 晩、浜田沖でサバ類主体の操業。 1 統1 晩、延1 統が浜田沖で1 回操業、サバ類主体で50トンを漁獲、浜田港に水揚げした。	浜田沖	/	
	中西部日本海漁況情報 第2551号 5月11日～15日	2 統6 晩、浜田沖～島根半島沖でアジ類サバ類イワシ類主体の操業。 2 統6 晩、延10 統が浜田沖～島根半島沖で0～2 回操業、アジ類サバ類イワシ類主体で475トンを漁獲、浜田港～境港～舞鶴港に水揚げした。	浜田沖～島根半島沖		
	中西部日本海漁況情報 第2552号 5月16日～20日	2 統4 晩、浜田沖～島根半島沖でアジ類イワシ類サバ類主体の操業。 2 統4 晩、延5 統が浜田沖～島根半島沖で0～2 回操業、アジ類イワシ類サバ類主体で295トンを漁獲、浜田港～境港～舞鶴港に水揚げした。	浜田沖～島根半島沖		
	中西部日本海漁況情報 第2553号 5月21日～25日	1 統1 晩、隠岐諸島沖でマグロの操業。 1 統1 晩、隠岐諸島沖で1 回操業、マグロ4トンを漁獲、境港に水揚げした。集計外船（3 統）が能登沖、隠岐諸島沖でマグロを漁獲、境港に95トン水揚げした。	隠岐諸島沖		
	中西部日本海漁況情報 第2554号 5月26日～31日	2 統3 晩、山口沖～隠岐諸島沖でブリ類イサキ類マグロ類の操業。 2 統3 晩、延4 統が山口沖～隠岐諸島沖で1～2 回操業、ブリ類イサキ類マグロ類主体で64トンを漁獲、浜田～境港に水揚げした。集計外船（3 統）が隠岐諸島沖、北部日本海でマグロを漁獲、境港に25トン水揚げした。	山口沖～隠岐諸島沖		
6月	中西部日本海漁況情報 第2555号 6月1日～5日	1 統3 晩、隠岐諸島沖でクロマグロ主体の操業。 1 統3 晩、隠岐諸島沖で1 回操業、クロマグロ主体で60トンを漁獲、境港に水揚げした。集計外船（5 統）が隠岐諸島沖でクロマグロ漁獲、境港に271トン水揚げした。	隠岐諸島沖	/	
	中西部日本海漁況情報 第2556号 6月6日～10日	2 統2 晩、隠岐諸島沖でマグロ類の操業。 2 統2 晩、延3 統が隠岐諸島沖で1～2 回操業、クロマグロ40トンを漁獲、境港に水揚げした。集計外船（4 統）が隠岐諸島沖でクロマグロ漁獲、境港に93トン水揚げした。	隠岐諸島沖		
	中西部日本海漁況情報 第2557号 6月11日～15日	操業せず。 操業せず。集計外船（4 統）が北部日本海でクロマグロを漁獲、境港に145トン水揚げした。	操業せず		
	中西部日本海漁況情報 第2558号 6月16日～20日	1 統1 晩、隠岐海峡沖でマグロ類の操業。 1 統1 晩、隠岐海峡沖で1 回操業。クロマグロ漁獲、境港に水揚げした。集計外船（2 統）が北部日本海でクロマグロを漁獲、境港に75トン水揚げした。	隠岐海峡沖		
	中西部日本海漁況情報 第2559号 6月21日～25日	1 統1 晩、隠岐諸島沖でマグロ類の操業。 1 統1 晩、隠岐諸島沖で1 回操業、クロマグロ21トンを漁獲、境港に水揚げした。	隠岐諸島沖		

京都府沖での大中型まき網漁船操業状況（令和5年9月～令和6年8月）

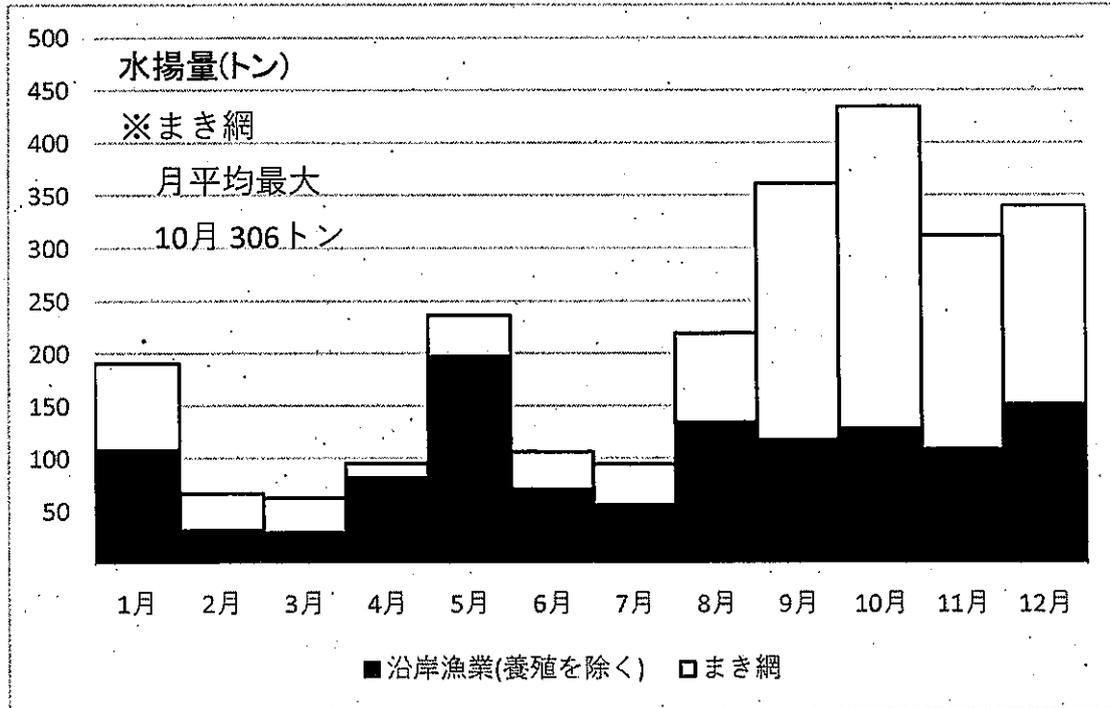
月	期間	記述内容	操業位置	舞鶴漁港へのまき網水揚げ量
6月	中西部日本海漁況情報 第2560号 6月26日～30日	1統1晩、山陰沖でマグロ類の操業。 1統1晩、山陰沖で1回操業、マグロ3トンを漁獲、境港に水揚げした。集計外船（1統）が中部海区でマグロを漁獲、境港に50トン水揚げした。道東沖へ2統出漁。	山陰沖	
7月	中西部日本海漁況情報 第2561号 7月1日～5日	1統1晩、山陰沖でサバ類マグロ類の操業。 1統1晩、山陰沖で1回操業、マグロ3トンを漁獲、境港に水揚げした。集計外船（1統）が中部海区でマグロを漁獲、境港に50トン水揚げした。道東沖へ2統出漁。	山陰沖	
	中西部日本海漁況情報 第2562号 7月6日～10日	1統2晩、浜田沖でサバ類の操業。 1統2晩、浜田沖で1回操業、サバ類210トンを漁獲、浜田～境港に水揚げした。道東沖へ2統出漁。	浜田沖	
	中西部日本海漁況情報 第2563号 7月11日～15日	1統2晩、浜田沖でサバ類の操業。 1統2晩、浜田沖で0～1回操業、サバ類120トンを漁獲、境港に水揚げした。道東沖へ2統出漁。	浜田沖	
	中西部日本海漁況情報 第2564号 7月16日～20日	1統1晩、浜田沖でサバ類の操業。 1統1晩、浜田沖で1回操業、サバ類20トンを漁獲、境港に水揚げした。道東沖へ2統出漁。	浜田沖	
	中西部日本海漁況情報 第2565号 7月21日～25日	2統、対馬沖でヨコワ・カツオ漁を行っている。 2統が対馬沖に出漁するも漁獲なし。集計外船（1統）が山陰沖でマグロ類を漁獲境港に21トン水揚げした。道東沖へ2統出漁。	対馬沖	
	中西部日本海漁況情報 第2566号 7月26日～31日	2統、対馬沖、浜田沖でヨコワ類サバ類イワシ類の操業。 2統が対馬沖、浜田沖に出漁、サバ類イワシ類主体で55トン漁獲、浜田～境港に水揚げした。道東沖へ2統出漁。	対馬沖、浜田沖	
	8月	中西部日本海漁況情報 第2567号 8月1日～5日	2統、対馬沖～浜田沖でアジ類主体の操業。 2統が対馬沖、浜田沖に出漁、アジ類主体で70トン漁獲、浜田に水揚げした。道東沖へ2統出漁。	対馬沖～浜田沖
中西部日本海漁況情報 第2568号 8月6日～10日		1統が対馬沖に出漁するも操業せず。 1統が対馬沖に出漁するも操業せず。道東沖へ2統出漁。1統切揚。	対馬沖	
中西部日本海漁況情報 第2569号 8月11日～20日		2統、五島沖に出漁、2統切揚。 2統道東沖から帰港、五島沖へ出漁、2統切揚。	五島沖	

京都府沖での大中型まき網漁船操業状況（令和5年9月～令和6年8月）

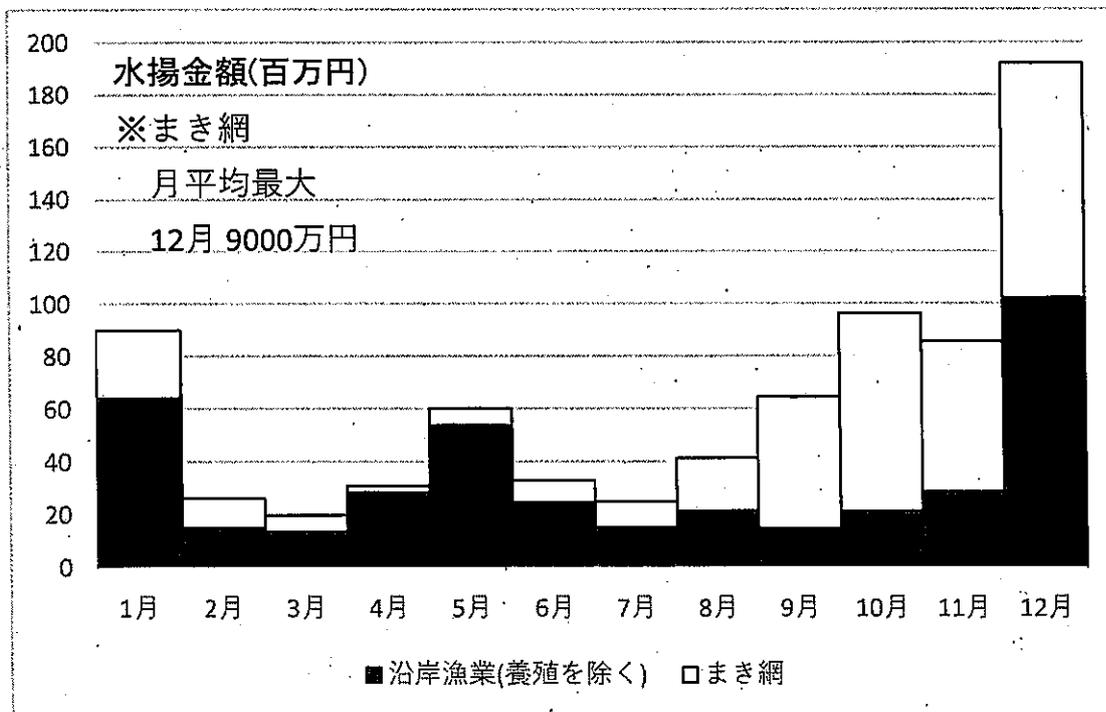
月	期間	記述内容	操業位置	舞鶴漁港へのまき網水揚量
8月	中西部日本海漁況情報 第2570号 8月21日～25日	2 統出漁するも操業せず。2 統切揚。 2 統出漁するも操業せず。2 統切揚。	操業せず	
	中西部日本海漁況情報 第2571号 8月26日～31日	1 統出漁するも操業せず。2 統切揚中。 1 統出漁するも操業せず。2 統切揚中。	操業せず	

京都府におけるブリ(全銘柄)の月別水揚状況

※1994～2024(30年間)の平均値



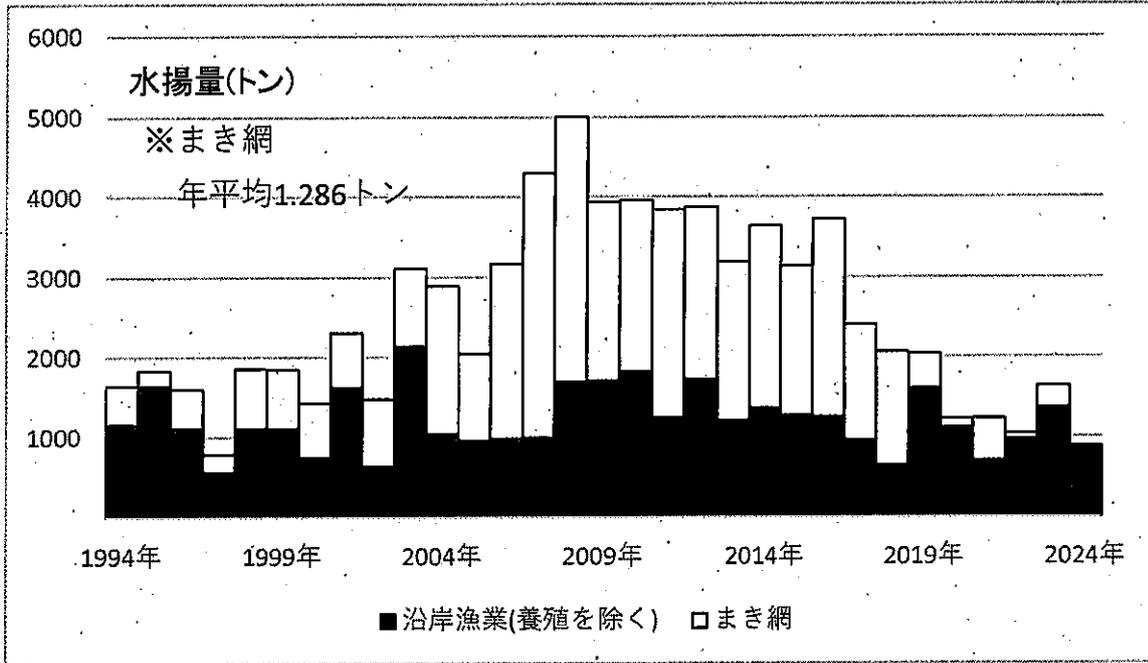
* 2024年は9/30まで集計



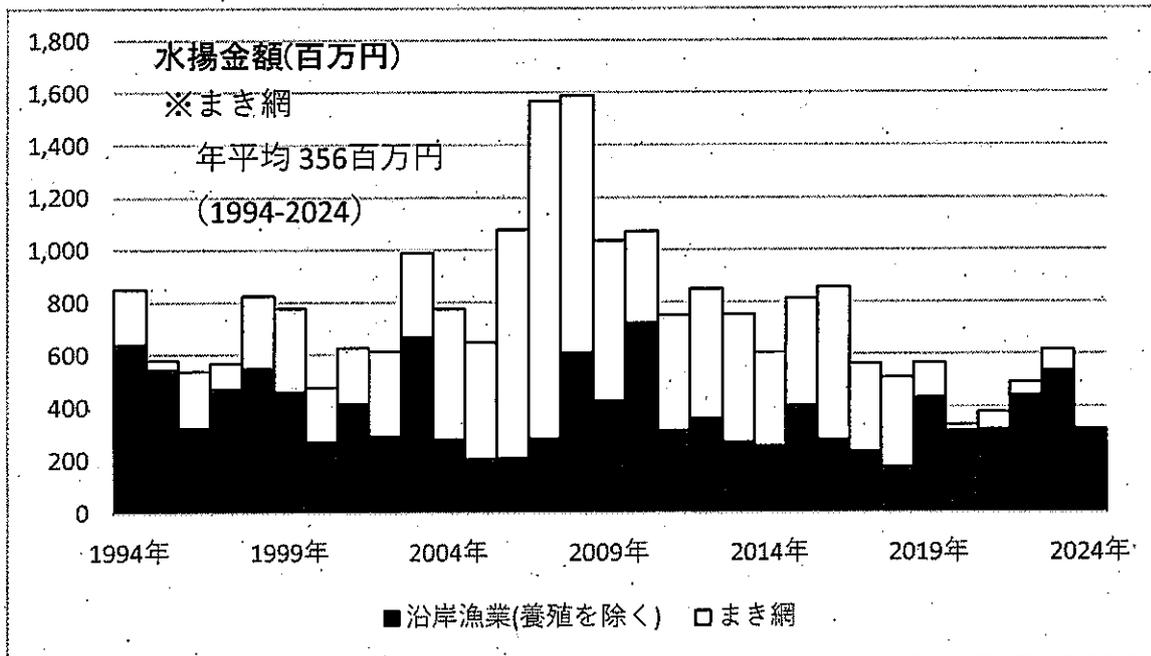
* 2024年は9/30まで集計

京都府漁協漁獲統計資料より

京都府におけるブリ(全銘柄)の年別水揚状況



※まき網漁業の2020(R2)～2024(R6)の5か年平均:197トン



※まき網漁業の2020(R2)～2024(R6)の5か年平均:44百万円

京都府漁協漁獲統計資料より

令和6年度中部日本海まき網漁業船主部会の結果及び回答文書の概要について

＜船主部会結果概要＞

- 1 開催日時 令和6年6月11日(火) 午後4:00～5:00
- 2 開催場所 石川県金沢市昭和町16-3 ANA クラウンプラザホテル金沢
- 3 出席者

水産庁職員、島根県職員、石川県職員、(一社)全国まき網漁業協会、日本遠洋旋網漁業協同組合、山陰旋網漁業協同組合、日本海大中型まき網漁業者協議会、北部日本海まき網漁業協議会、中部日本海まき網漁業協議会、同協議会会員6社

※京都海区漁調委からは、葭矢会長、本多事務局次長が出席

4 要望活動(資料2-2:参照)

大中型まき網漁業との調整を考える会を代表し、葭矢座長が、要望書、別添海域図京都府海面の操業ルール等を用いて、中部日本海まき網漁業協議会へ下記の決議事項の確認と、要望事項について申し入れを行いました。

【決議事項】

- (1) 大グリ、冠島周辺において3月～4月末まで、11月～12月末までは、地元船等に配慮して操業を自粛する。
- (2) 禁止ライン付近では、紛らわしい行動をとらない。
- (3) 地元船が操業中においては、まき網の操業を配慮する。

【要望事項】

- (4) 海上運航、操業時の安全確保から、京都府沿岸域で航行・操業する際はAIS(船舶自動識別装置)を作動させ、事故防止・安全航行に努める。
- (5) 舞鶴港などの入港時には、他の海上作業等にも配慮して、できるだけ低速(8ノット以下)で航行し、事故防止に努める。
- (6) マダイ資源を保護するため、マダイ産卵親魚の漁獲については、まき網の操業を配慮する。
- (7) 白石礁周辺において11月から12月末までは、地元船等に配慮して操業を自粛する。
- (8) テンバグリ・シモグリ周辺においては、いか釣り等の操業中は操業を配慮する。

5 協議内容

申し入れ後、出席者から意見された内容は、以下のとおりでした。

- ①令和2年以降、漁獲量の管理が厳しくなり、まき網の操業状況も変化している。
現在、京都府沖を主漁場に行っている船団も無く、舞鶴漁港への水揚げも非常に減っており入港回数も減少しているため、トラブルは起きていないと認識している。
今後もトラブルを起こさないよう、特に安全操業と航行には留意していきたい。
- ②決議事項(1)の操業時期について、配慮はするが操業の完全自粛は難しい。
- ③要望事項(4)の AIS(船舶自動識別装置)について、操業中などは常時電波を受信出来ず位置を把握することが困難であるため、レーダーや無線設備を活用し視認を行ない事故防止に努めている。
- ④要望事項(5)の舞鶴港などの入港時には、出来るだけ低速で航行するよう努めていきたい。
- ⑤要望事項(7)、(8)について、近年はどの船団も京都府沖で操業はしていないが、年末の時期は収益面で重要な時期なので、操業の完全自粛は難しい。

<回答文書概要> (資料2-3:参照)

中部日本海まき網漁業協議会会長名で、令和6年7月4日付け回答文書が発出されました。

主な内容は、以下のとおりでした。

- ・決議事項(1)~(3)の遵守。
- ・要望事項(4)については、まき網船団の各社による判断。
- ・要望事項(5)の入港時等の低速航行の徹底遵守。
- ・要望事項(7)の12月の操業自粛については、近年、まき網漁業の漁獲量が水産庁により厳しく数量管理されている事情もあり難しい。

令和 6 年 6 月 11 日

中部日本海まき網漁業協議会
会 長 石 井 功 様

「大中型まき網漁業との調整を考える会」
座長 葭 矢 護

京都府沿岸漁場における操業自粛決議事項の遵守等について

初夏の候 益々御清祥のこととお喜び申し上げます。

さて、貴協議会が平成 18 年に行われた京都府漁業者との漁場利用に関する話し合いで操業自粛を決議されてから、18 年が経過しました。本会は貴協議会に対し、決議された操業自粛事項の遵守や徹底を毎年依頼しているところです。

これまでから京都府沿岸域で安全な航行・操業に御配慮いただいていることは承知しておりますが、過去には貴協議会所属のまき網船に、操業中の京都府はえなわ漁業者が漁船ごとまかれる事案が発生しており、AIS (船舶自動識別装置) を利用すれば、簡単・確実に航行等の安全に役立ちますので、特に、「京都府沿岸域で航行・操業する際は AIS を作動させ、事故防止・安全航行に努めること」を引き続き要望いたします。

なお、まき網操業区域内で操業する京都府所属の漁船については、行政、漁業者団体からも AIS の搭載、作動について推進していくこととしております。

また、白石礁の操業自粛期間について、平成 28 年以降、「10 月～11 月」から「11 月～12 月末」へ変更のうえ要望しているところですが、御存知のとおり 12 月のブリの漁獲は京都府沿岸漁業におきましては非常に重要でありますので、御配慮をお願いいたします。

加えて、令和 5 年度に「舞鶴港などの入港時での低速航行による事故防止」

について追加要望いたしました。舞鶴湾内では、「丹後とり貝」や、カキ類等の貝類養殖が盛んに行われており、まき網船の入港と養殖業者の洋上作業時間が重複することがあります。普段は静穏な湾内で、大きな船が速度を上げて航行されますと波浪により、養殖業者等が海中に転落する事故、又養殖施設等も破損するおそれもありますので、湾内の航行速度については、特段の御配慮をお願いいたします。

本年も下記の平成18年決議事項1～3に加え、本会の要望事項4～8について、御確認いただき、御協力並びに貴協議会会員への周知について、よろしくをお願いいたします。

記

【決議事項】

- 1 大グリ、冠島周辺において3月～4月末まで、11月～12月末までは、地元船等に配慮して操業を自粛する。
- 2 禁止ライン付近では、紛らわしい行動をとらない。
- 3 地元船が操業中においては、まき網の操業を配慮する。

【要望事項】

- 4 海上運航、操業時の安全確保から、京都府沿岸域で航行・操業する際は、AIS(船舶自動識別装置)を作動させ、事故防止・安全航行に努める。
- 5 舞鶴港などの入港時には、他の海上業者等にも配慮して、できるだけ低速(8ノット以下)で航行し、事故防止に努める。
- 6 マダイ資源を保護するため、マダイ産卵親魚の漁獲については、まき網の操業を配慮する。
- 7 白石礁周辺において11月から12月末までは、地元船等に配慮して操業を自粛する。
- 8 テンバグリ・シモグリ周辺においては、いか釣り等の操業中は操業を配慮する。

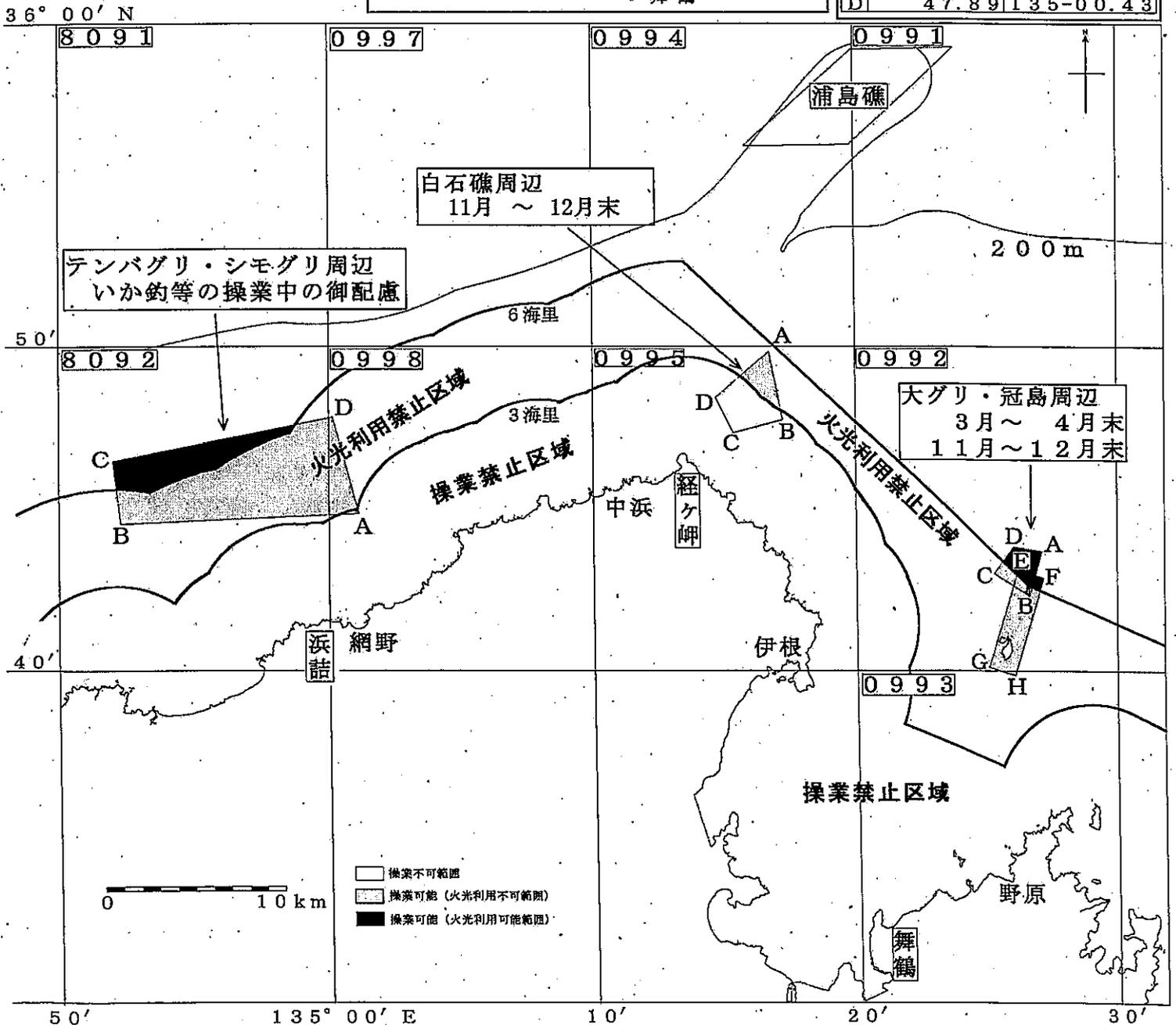
操業の自粛をお願いする海域

[対象海域]

- ▼白石礁周辺
11月～12月末の期間
- ▼大グリ及び冠島周辺
3月～4月末の期間
11月～12月末の期間
- ▼テンバグリ・シモグリ周辺
いか釣等の操業中は、
御配慮をお願いします。

8083	0989	0986	0983	0889
8091	0997	0994	0991	0897
8092	0998	0995	0992	0898
	0996	0993	0899	

緯度・経度 (世界測地系)	
白石礁周辺	
A	35-49.77 135-16.69
B	47.67 17.18
C	47.25 15.31
D	48.37 14.65
大グリ周辺	
A	35-43.89 135-26.79
B	42.54 26.31
C	43.21 24.95
D	44.04 25.71
冠島周辺	
E	35-43.33 135-25.84
F	43.05 26.83
H	40.11 25.75
G	40.37 24.78
テンバグリ・シモグリ周辺	
A	35-44.89 135-01.43
B	44.69 134-52.93
C	46.64 134-52.68
D	47.89 135-00.43



※ ABCD : 京都府漁場利用協定区域

EFHG : 京共第7号共同漁業権

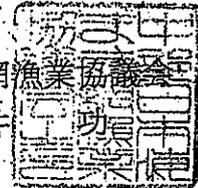


令和6年7月4日

大中型まき網漁業との調整を考える会

座長 京都海区漁業調整委員会

会長 葭矢 護 殿

中部日本海まき網漁業協議会
会長 石井

拝啓 小暑の候、益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

本年6月11日金沢市において令和6年度中部日本海まき網漁業協議会船主部会が開催され、「京都府沿岸漁場における操業自粛決議事項の遵守」についてご要望がありました。

ご要望内容の昨年との違いでは「操業自粛事項」と「要望事項」に分けてご説明いただきました。ご要望事項の4.「海上運航・操業時の安全確保から京都府沿岸域で航行・操業する際はAIS（船舶自動識別装置）を作動させ、事故防止・安全航行に努める。」については船主部会でご説明させていただいた通りAISは各会社により考え方が様々であります。AISは過信しないほうがよく事故防止の観点では無線、レーダー、可視が重要である等、AISの搭載については今まで同様各社の判断とさせて頂きたいと思っております。5.「舞鶴港などの入港時には他の海上作業等にも配慮して、できるだけ低速（8ノット以下）で航行し事故防止に努める。」については6月11日の船主部会でも申し上げたように舞鶴港入港時はできるだけ低速で航行するようにそれぞれがかなり徹底し努めております。7.「白石礁周辺において11月から12月末までは、地元船等に配慮して操業を自粛する。」については船主部会でもご説明しました通り12月はまき網にとっても重要な時期である等の反対意見もあり昨年同様「10月から11月末まで」を遵守することにしたいと思っております。漁業法が改正され4年目を迎えMSYを水準とするTACが徹底され厳しい数量管理が行われています。また、ブリについても来年から数量管理が行われることになっているなどを踏まえ、まき網は計画性をもって操業していることを是非ご理解していただきたく存じます。漁場から「大中まき」を排除するのではなく沿岸漁業の皆さんと共存共栄の道を考えていければ良いと思っています。以上、要望に対する回答とさせていただきます。

尚、過去に発生いたしました京都海区沿岸においての事故を踏まえ、二度と同じような事が起らぬよう改めて周知徹底いたしますと共に、前年までの、「京都府沿岸漁場における操業自粛決議事項等の遵守について」も決議事項等を遵守したいと思います。

敬具

「次回の船主部会への要望に向けて：要望書内容変更提案」

＜下線部が今年度要望書からの変更提案箇所＞

※AISに関する表記への追加記載と要望事項「5」の決議事項への変更。

中部日本海まき網漁業協議会
会 長 石 井 功 様

「大中型まき網漁業との調整を考える会」
座長 葭 矢 護

京都府沿岸漁場における操業自粛決議事項の遵守等について

初夏の候 益々御清祥のこととお喜び申し上げます。

さて、貴協議会が平成18年に行われた京都府漁業者との漁場利用に関する話し合いで操業自粛を決議されてから、18年が経過しました。本会は貴協議会に対し、決議された操業自粛事項の遵守や徹底を毎年依頼しているところですが、

これまでから京都府沿岸域で安全な航行・操業に御配慮いただいていることは承知しておりますが、過去には貴協議会所属のまき網船に、操業中の京都府はえなわ漁業者が漁船ごとまかれる事案が発生しており、AIS(船舶自動識別装置)を利用すれば、簡単・確実に航行等の安全に役立ちますので、特に、「京都府沿岸域で航行・操業する際はAISを作動させ、事故防止・安全航行に努めること」を引き続き要望いたします。

なお、まき網操業区域内で操業する京都府所属の漁船については、行政、漁業者団体からもAISの搭載、作動について推進していくこととしております。

また、白石礁の操業自粛期間について、平成28年以降、「10月～11月」から「11月～12月末」へ変更のうえ要望しているところですが、御存知のとおり12月のブリの漁獲は京都府沿岸漁業におきましては非常に重要でありますので、御配慮をお願いいたします。

加えて、令和5年度に「舞鶴港などの入港時での低速航行による事故防止」について追加要望いたしました。舞鶴湾内では、「丹後とり貝」や、カキ類等の貝類養殖が盛んに行われており、まき網船の入港と養殖業者の洋上作業時間が重複することがあります。普段は静穏な湾内で、大きな船が速度を上げて航行されますと波浪により、養殖業者等が海中に転落する事故、又養殖施設等も破損するおそれもありますので、湾内の航行速度については、特段の御配慮をお願いいたします。

本年も下記の平成18年決議事項1～3に加え、本会の要望事項4～8について、御確認いただき、御協力並びに貴協議会会員への周知について、よろしくをお願いいたします。

記

【決議事項】

- 1 大グリ、冠島周辺において3月～4月末まで、11月～12月末までは、地元船等に配慮して操業を自粛する。
- 2 禁止ライン付近では、紛らわしい行動をとらない。
- 3 地元船が操業中においては、まき網の操業を配慮する。

【要望事項】

- 4 海上運航、操業時の安全確保から、京都府沿岸域で航行・操業する際は、AIS(船舶自動識別装置)を作動させ、事故防止・安全航行に努める。
- 5 舞鶴港などの入港時には、他の海上作業等にも配慮して、できるだけ低速(8ノット以下)で航行し、事故防止に努める。
- 6 マダイ資源を保護するため、マダイ産卵親魚の漁獲については、まき網の操業を配慮する。
- 7 白石礁周辺において11月から12月末までは、地元船等に配慮して操業を自粛する。
- 8 テンバグリ・シモグリ周辺においては、いか釣り等の操業中は操業を配慮する。

最近の府沖合での大中型まき網漁船の動向と対応について

【内 容】

府沖合海域では今後、冬期のブリを目的とした大中型まき網漁船の操業が増加する時期となりますが、本年の近隣海域での漁獲状況やまき網船団の動向を踏まえた、府の対応方向について報告します。

【添付資料】

報告資料４ 最近のブリ漁獲等の状況と今後の対応

最近のブリ漁獲等の状況と今後の対応

1 他県での沿岸漁獲状況

(1) 2024年度日本海中部ブリ長期漁況予報（日本海中部定置漁業）

(水産研究・教育機構)

来遊量：0歳魚（2024年級群）：前年を下回る

2歳以上魚（2022年級群以上）：前年並

(2) 「ひみ寒ぶり」宣言、過去2番目の早さ 氷見漁港で初日723本水揚げ

(11月21日：北日本新聞社報道)

ひみ寒ぶり大漁3681本 12年ぶり大台

(11月26日：北國新聞報道)

2 大中型まき網漁業の府沖合での操業状況（漁業情報サービスセンター提供資料）

- ・ 11月9～13日に経ヶ岬北方及び越前岬西方でブリ主体の漁獲
- ・ 11月14～19日に経ヶ岬北方でブリ主体の漁獲

3 らくようでの不審な船団行動の現認と対応

- ・ 11月14～15日の夜間巡視中、操業禁止ラインより岸側で蛇行航行する船舶を確認したため、接近、目視現認しまき網付属船（運搬船）であることを確認した
- ・ 継続監視したところ、当該船は操業禁止ライン北側海域に向けて移動した
- ・ 同時時間帯に、火光利用禁止ライン外から岸側に向けて航行する船影を確認したため同様に接近、目視確認したところ、まき網本船であった
- ・ その後、両船は火光利用禁止ライン北側の海域で操業を開始したため、監視を終了した

※ 本事案を水産庁境港漁業調整事務所に連絡するとともに、不審な船団行動に対して是正指導されるよう要請した

4 年末に向けた水産事務所の対応

- ・ 漁協、漁業者に対しては、改めてまき網船団の動向に関する情報提供を依頼し、府沖合での操業可能性が高い際には、可能な範囲で巡視対応していく
- ・ また、平時でも夜間巡視の機会を増加し、今後のブリ漁期における定置漁業への悪影響を抑止していく

